福山市上下水道局

2025年度

福山市吉津町外7か町地内

管路施設清掃業務委託(7-3)実施設計書

委託概要

伏越マンホール清掃工	N＝30箇所
管渠洗浄工	L＝110m

特記仕様書

第１章　　総　　則

１　適用範囲

（１）本仕様書は、管路施設清掃業務委託（７－３）に適用する。

（２）図面に記載された事項は、本仕様書に優先する。

（３）本仕様書及び図面に疑義が生じた場合は、当局と受注者との協議により決定する。

２　法令等の遵守

受注者は、本業務を実施するにあたり関連する諸法令等を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令等の適用及び運用は受注者の責任において行わなければならない。

３　提出書類

（１）受注者は、契約締結後すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けたうえ、作業に着手すること。

１）工程表

２）緊急連絡届

３）作業計画書

４）酸素欠乏危険作業主任者届

（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証（２００４年３月以前は第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証）の写しを添付のこと）

（２）提出した書類の内容を変更する必要が生じた時は、ただちに変更届を提出すること。

（３）受注者は、工事が完了した時は、すみやかに次の書類を提出すること。

１）業務完了通知書

２）作業記録写真（第１章「１０　作業記録写真」による。）

３）完成図書１式

４）請求書

（４）前記各項のほか、監督員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。

４　官公署への手続き

受注者は、契約締結後すみやかに関係官公署等に、業務に必要な道路使用、交通の制限等の届出又は許可申請を行い、その許可を受けること。

５　現場体制

（１）受注者は、契約締結後すみやかに代理人並びに清掃、調査の技術及び経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて所定の業務に従事させること。

（２）管路内の作業を行う場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を定め、現場に常駐させ所定の業務に従事させること。

（3）受注者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させること。
（4）受注者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。

6　下請負人の届出

受注者は、作業の一部を下請負させる場合には、着手に先立ち、下請負人名簿を提出すること。作業期間中に、下請負人を変更する場合も同様である。

7　地先住民等との協調

（1）受注者は、作業を実施するにあたり、地先住民等に作業内容を説明し、理解と協力を得ること。
（2）受注者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに報告すること。
（3）受注者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。
なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。
（4）使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うこと。

8　損害賠償及び補償

（1）受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督員に報告し、その指示を受けるとともに速やかに現状復旧すること。
（2）受注者は、作業にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

9　工程管理

（1）受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
（2）予定の工程表と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、作業の円滑な進行を図ること。
（3）日程の都合上、履行期間に含まれていない日（祝日、休日等）に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ、その作業内容、作業時間等について、監督員の承諾を得ること。

１０　作業記録写真

受注者は、次の各項に従って、作業記録写真を撮影し作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、作業記録写真帳に整理し、完成図書に添付して監督員に提出すること。
（1）管渠内から、作業前後の状況を同一方向で撮影すること。

ただし、管渠内からの撮影が困難な場合は、他の適切な方法で撮影を行うこと。

（２）人力または機械別による作業状況を、背景を入れて撮影すること。

（３）写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。

（４）一枚の写真では、作業が明らかにならない場合は、貼り合わせること。

（５）写真は、原則としてカラー撮影とし、その大きさはサービス判とすること。

第２章　　安　全　管　理

１　一般事項

（１）受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症防止規則、並びに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。

（２）作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。

「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)」を参考とし、安全対策の具体的な内容を作業計画書に明記し提出すること。

（３）事故防止を図るため、安全管理については、清掃、調査作業計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

（４）作業時及び機器設置撤去時の交通誘導警備員配置人員は、交通誘導警備員Ｂを見込んでいる。

（５）交通誘導警備員を配置するにあたって、安全かつ円滑な交通が確保できるよう状況を十分に把握し、現場条件に応じた適正人員の確保及び配置を行うこと。また、交通誘導警備員に対して、現場条件に関する教育等を行なうこと。

交通誘導警備員の積上げ人数は、交通誘導の対象となる施工量に対し、必要な人数を見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き、施工実績等による交通誘導警備員の積み上げ人数の増員に対する変更は行なわない。また、業務実績の交通誘導警備員が減となった場合は、実績数量により変更を行なう。ただし、交通誘導警備員の対象となる施工量に増減等が生じた場合はこの限りでない。

２　安全教育

（１）受注者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。

（２）受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について特別な教育を行うこと。

３　労働災害防止

（１）現場の作業環境は、常に良好な状況に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。

（２）マンホール、管きょなどに出入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令

で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、作業開始前と作業中に常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。

なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が指示を求めた場合は、その指示に従うこと。

（３）作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。

（４）資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

４　公衆災害防止

（１）作業中は、常時作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。

（２）作業現場には、下水道管渠内清掃工と明示した標識を設けるとともに、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。

（３）作業区域内には、交通誘導警備員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。

（４）作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。

（５）前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

５　その他

（１）受注者は、作業にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。

（２）万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。

（３）前項の通報後、受託者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに当局に届け出ること。

第３章　　清　掃　工

１　一般事項

（１）受注者は、作業計画書に作業箇所、作業順序等を定め、事前に監督員に報告した上で、工事に着手すること。

（２）工事にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラなどを使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。

（３）作業にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上

流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとすること。
ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、ただちにこれを撤去すること。

（４）受注者は、作業にあたり、騒音規正法、振動規正法及び当市公害防止条例等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。

（５）受注者が監督員の指示に反して、作業を続行した場合及び監督員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。

（６）作業にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させたときは、作業終了の都度、洗浄、清掃すること。

（７）作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めること。

（８）汚泥搬出先は、当局が年間処理委託を締結している以下の施設とする。

（株）中国開発　尾道市西藤町字志村７５番地１３２

マニフェスト伝票は当局が支給するものとする。

２　清掃工

（１）作業時間、作業範囲等

作業にあたっては、道路使用許可条件を厳守して、実施すること。

（２）土砂等の流下防止

作業にあたって、下流側に土砂等を流出させてはならない。万一、下流側に土砂等を流出させた場合は、影響区間の流出土砂等を受注者の責任で取り除くこと。

（３）土砂等の積込み、運搬

１）受注者は、作業にあたって、十分な運搬車輌を配置すること。

２）運搬車輌は、事前に当局に届け出を行うこと。

３）運搬車輌は、その使用にあたって、土砂等の流出・飛散、並びに臭気の漏洩のおそれのない構造の車輌とすること。

４）積込みにあたっては、土砂等の飛散により、通行者及び、その他の工作物を汚損させないように措置を講ずること。

５）土砂等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、途中漏落しないような措置を講ずること。

６）土砂等の運搬にあたっては、積載超過のないようにすること。

（４）機械による清掃作業

１）高圧洗浄車の使用にあたっては、高圧により、管きょを損傷することのないよう吐出圧に留意すること

第４章　　そ　の　他

１　作業を終了し、所定の書類が提出された後、当局検査員の検査をもって完了とする。

２　検査

受注者は、検査のために必要な書類（写真、完成図書）を、検査員の指示に従い提出すること。

３　その他

（１）本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又はその内容に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議し指示を受けること。

（２）作業箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異常を発見した場合は、速やかに監督員に報告すること。

（３）設計図書に特定に明示されていない事項であっても、作業遂行上、当然必要なものは、受注者の負担において処理すること。

（４）その他特に定めのない事項については、速やかに監督員に報告し、指示を受けて処理すること。

総括情報表

変更回数	0
適用単価地区	70 福山市
単価適用日	00-07.04.01(0)
諸経費体系	L 下水維持管理

	当世代	前世代
工種区分	03 管路施設清掃工	
施工地域・工事場所区分	02 一般交通影響有り(2)	
積雪寒冷地域の区分	00 補正なし	
緊急工事区分	00 通常工事 0.0%	

建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として，労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。

≪凡例≫

Co ･･･コンクリート　　As ･･･アスファルト
DT ･･･ダンプトラック　　BH ･･･バックホウ
CC ･･･クローラクレーン　TC ･･･トラッククレーン
RTC･･･ラフテレーンクレーン

本工事費　内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					X1000
管路施設清掃工	1	式			YLA01　　レベル1
伏越しマンホール内清掃工	1	式			YLA0102　　レベル2
吸泥車清掃工	1	式			YLA010201　レベル3
吸泥車清掃工		式			YLA01020101レベル4
吸泥車清掃工	24	m3			V1000　　00 単第0 -0001　表
管きょ内洗浄工	110	m			V2000　　00 単第0 -0004　表
土砂処分工	24	m3			V3000　　00 単第0 -0006　表
安全費	1	式			YLA0103　　レベル2

本工事費　内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
安全費	1	式			YLA010301　レベル3
交通誘導警備員		式			YLA01030101レベル4
交通誘導警備員B 3名配置	10.5	人			R0369　　00
＊＊直接工事費＊＊					
共通仮設費					Z0001
計算情報…… 対象額…… 率……					対象額合計… 処分費減額分
＊＊純工事費＊＊					
現場管理費 計算情報…… 対象額…… 率……					対象額合計…
＊＊工事原価＊＊					

本工事費　内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
一般管理費率分額 計算情報…… 対象額…… 率……					前払補正率… 対象額合計…
＊＊一般管理費計＊＊					
＊＊工事価格計＊＊					
消費税相当額 計算情報…… 対象額…… 率……					
＊＊請負工事費計＊＊					

施工単価表

吸泥車清掃工　　V1000　　単第0 -0001　表

8　　m3　　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
揚泥車運転工 147kW 4t	1	日			単第0-0002　表
高圧洗浄車運転工 147kW 4t	1	日			単第0-0003　表
洗浄水	9	m3			
＊＊＊　合計　＊＊＊	8	m3			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	m3			

施工単価表

揚泥車運転工　V1001　単第0 -0002　表

147kW 4t　1　日　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
軽油 スタンド渡し,スタンド給油	45.6	L			
清掃技師	1	人			土木一般世話役
清掃作業員	3	人			特殊作業員
運転手(一般)	1	人			
揚泥車損料 147kW 4t	6	時間			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	日			

施工単価表

高圧洗浄車運転工　　V1002　　単第0 -0003　表

147kW 4t　　1　日　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
軽油 スタンド渡し,スタンド給油	39	L			
運転手(特殊)	1	人			
高圧洗浄車損料 147kW 4t	6	時間			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	日			

施工単価表

管きょ内洗浄工　　V2000　　単第0 -0004　表

700　m　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
清掃技師	1	人			土木一般世話役
清掃作業員	1	人			特殊作業員
高圧洗浄車運転工 147kW 4t	1	日			単第0-0003　表
給水車運転工 132kW 4t	1	日			単第0-0005　表
洗浄水	22.5	m3			
＊＊＊　合計　＊＊＊	700	m			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	m			

施工単価表

給水車運転工　　V2001　　単第0 -0005　表

132kW 4t　　1　日　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
軽油 スタンド渡し,スタンド給油	34.8	L			
運転手(一般)	1	人			
給水車損料 132kW 4t	6	時間			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	日			

施工単価表

土砂処分工　　V3000　　単第0 -0006　表

10　　m3　　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
揚泥車運搬工 147kW 4t	7.50	m3			単第0-0007　表
＊＊＊　合計　＊＊＊	10	m3			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	m3			

施工単価表

揚泥車運搬工　　V3001　　単第0 -0007　表

147kW 4t　　1　　m3　　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
揚泥車運転工 147kW 4t	0.89	時間			単第0-0008　表
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	m3			

施工単価表

揚泥車運転工　　V3002　　単第0 -0008　表

147kW 4t　　1　時間　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
軽油 スタンド渡し,スタンド給油	7.60	L			
運転手(一般)	0.17	人			
揚泥車損料 147kW 4t	1	時間			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	時間			

平　面　図

S=1:500

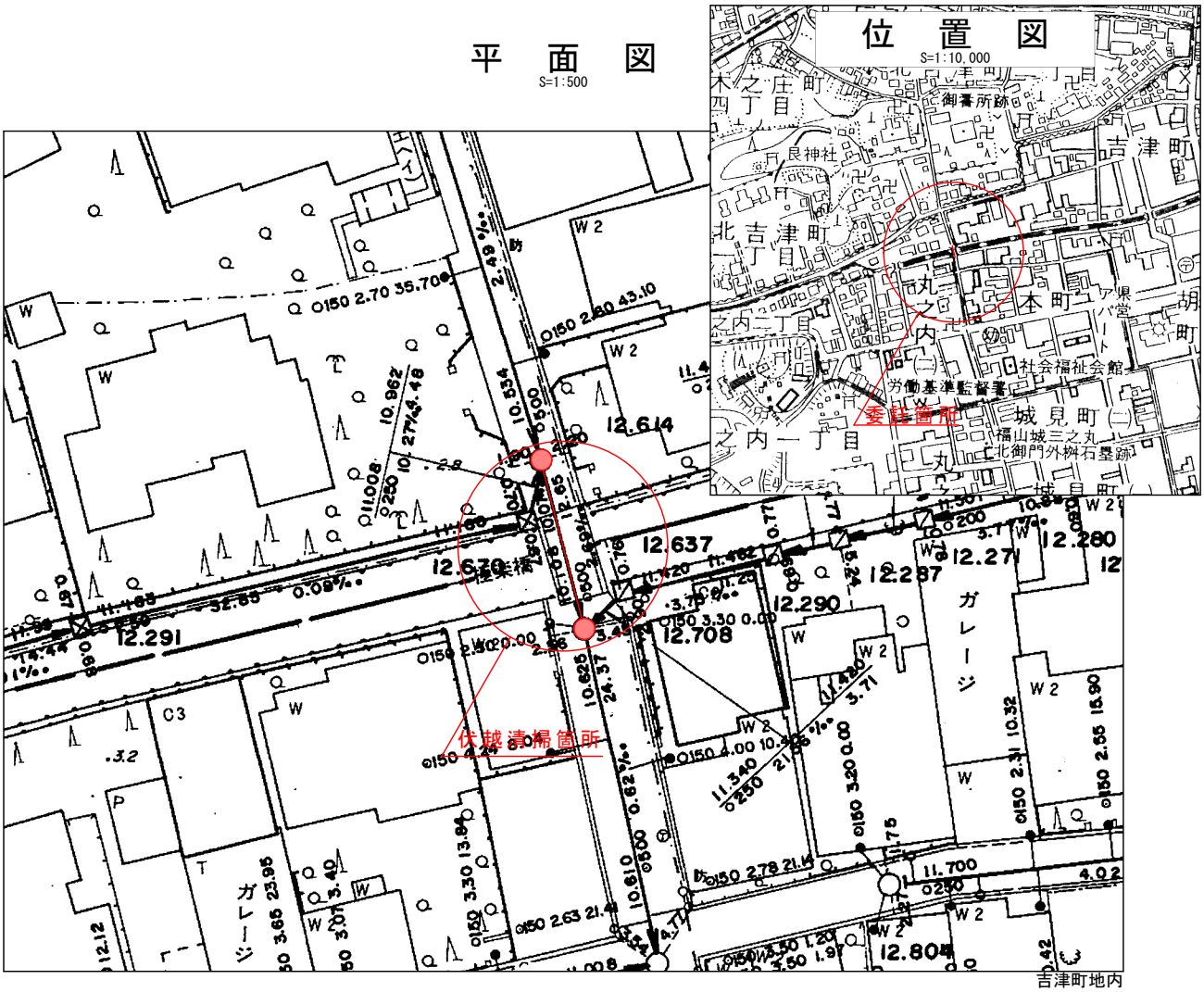

No. 34

下流側伏越マンホール

上流側伏越マンホール

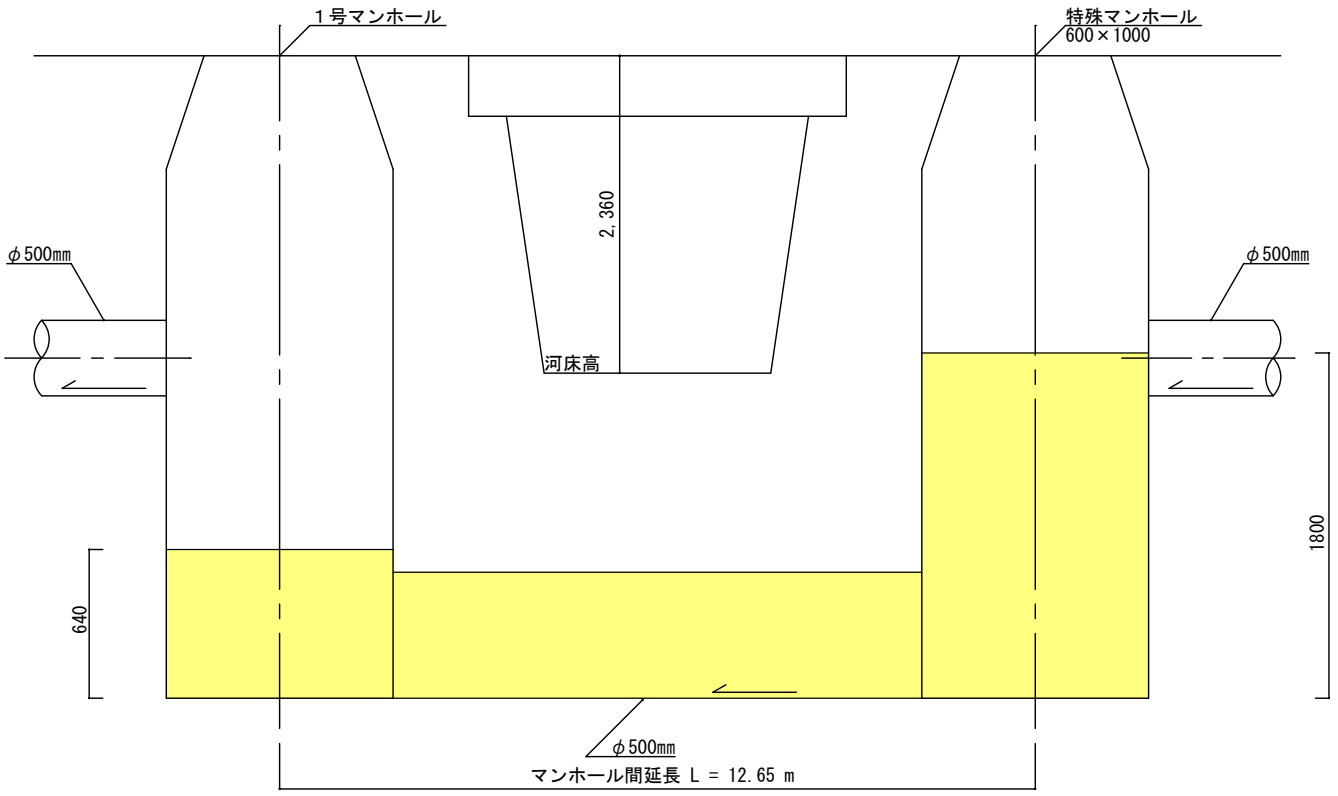

平　面　図

S=1:500

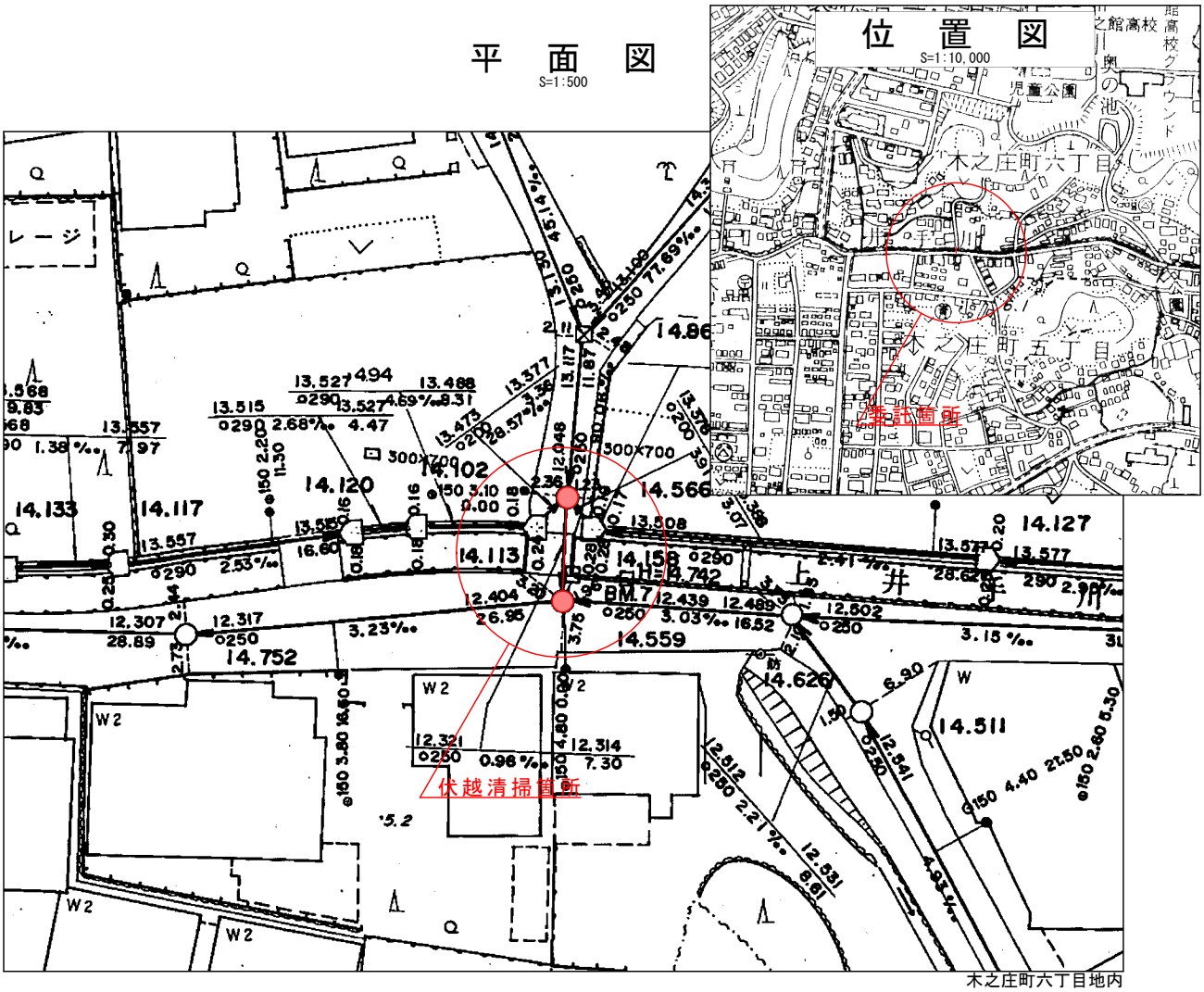

No. 35

下流側伏越マンホール

上流側伏越マンホール

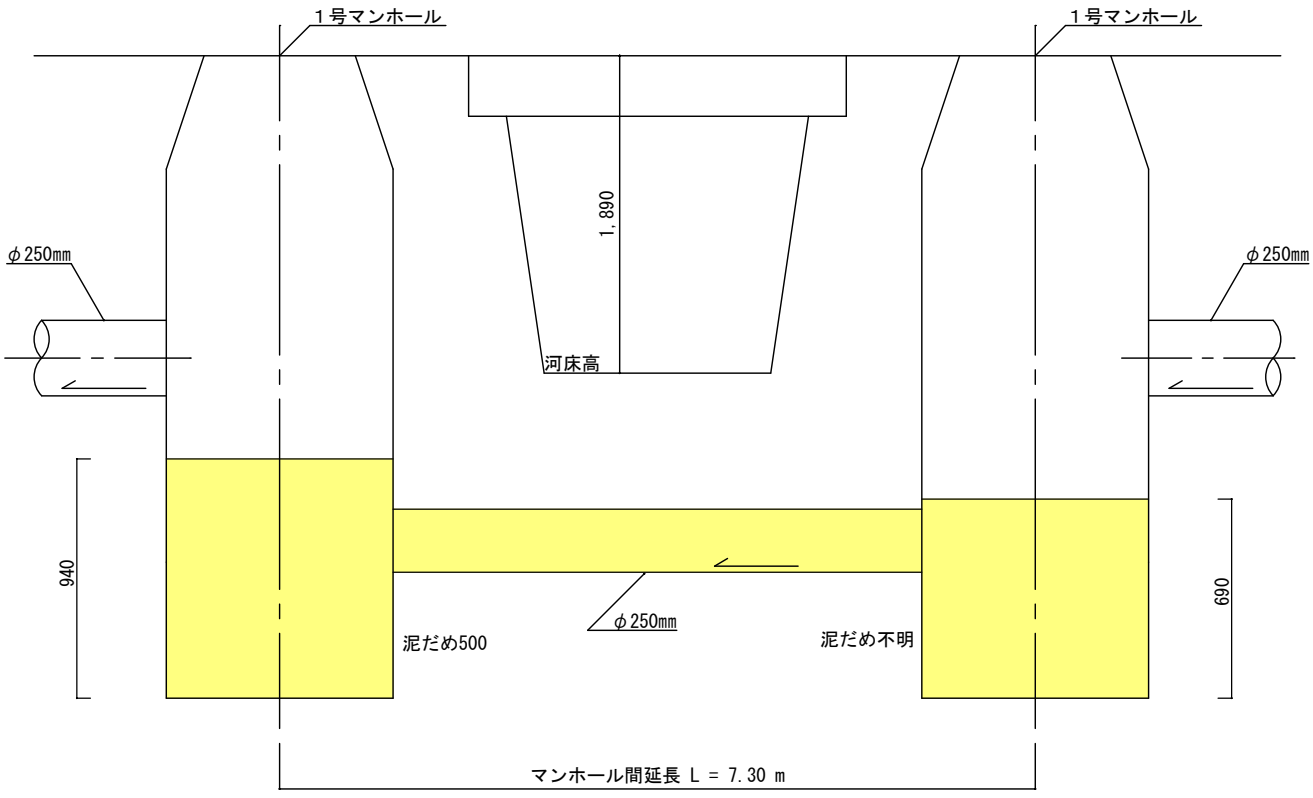

平　面　図

S=1:500

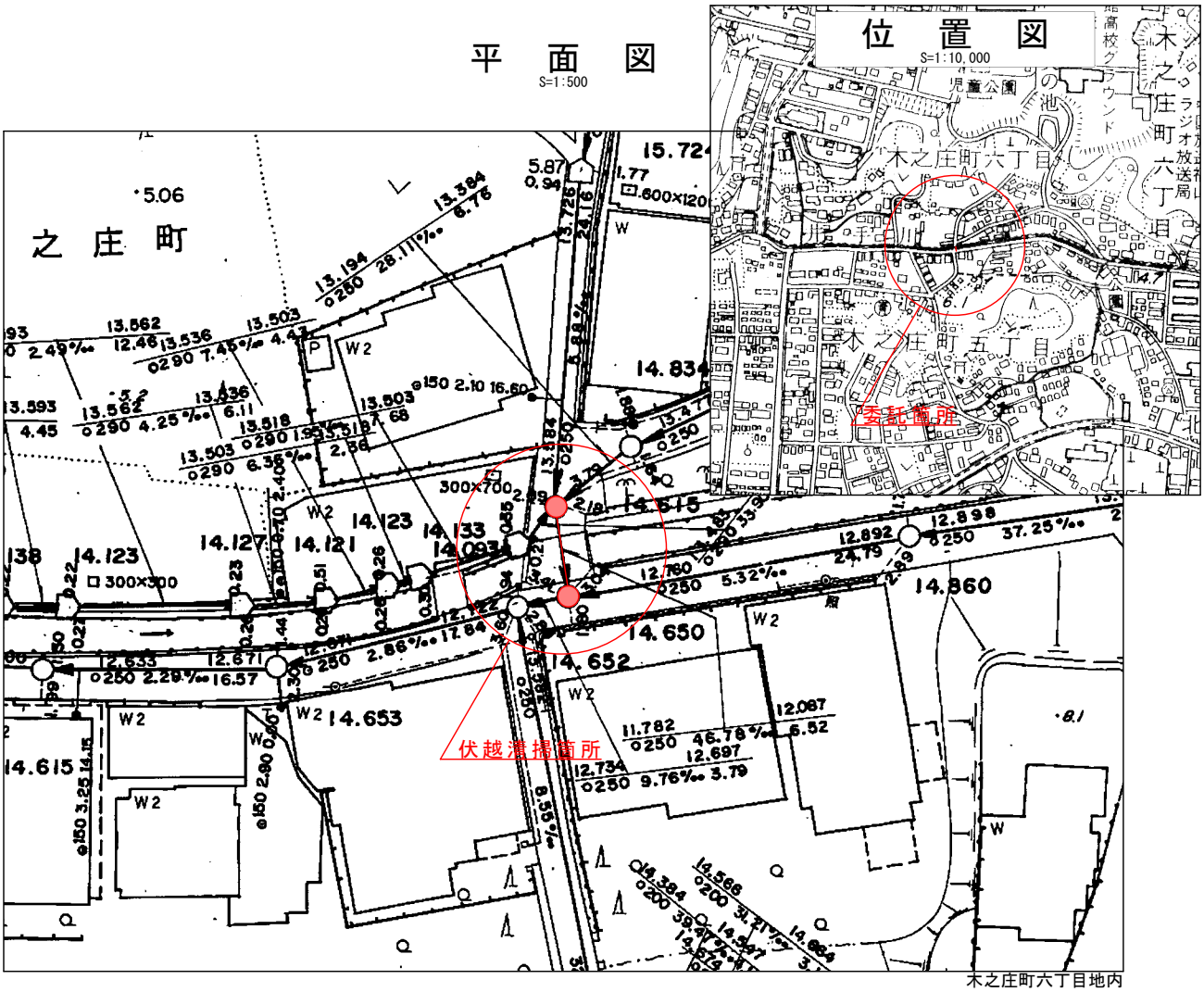

No. 36

下流側伏越マンホール

上流側伏越マンホール

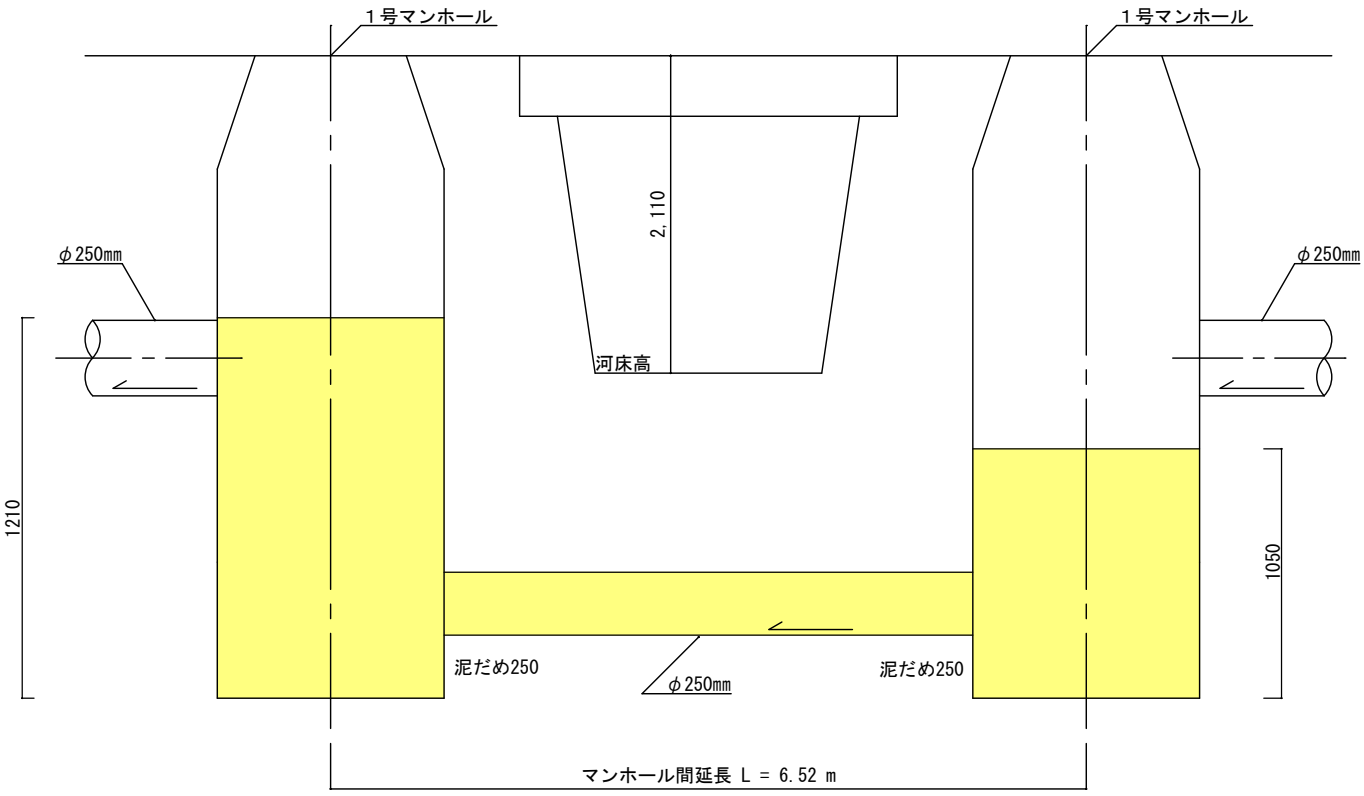

平　面　図

S=1:500

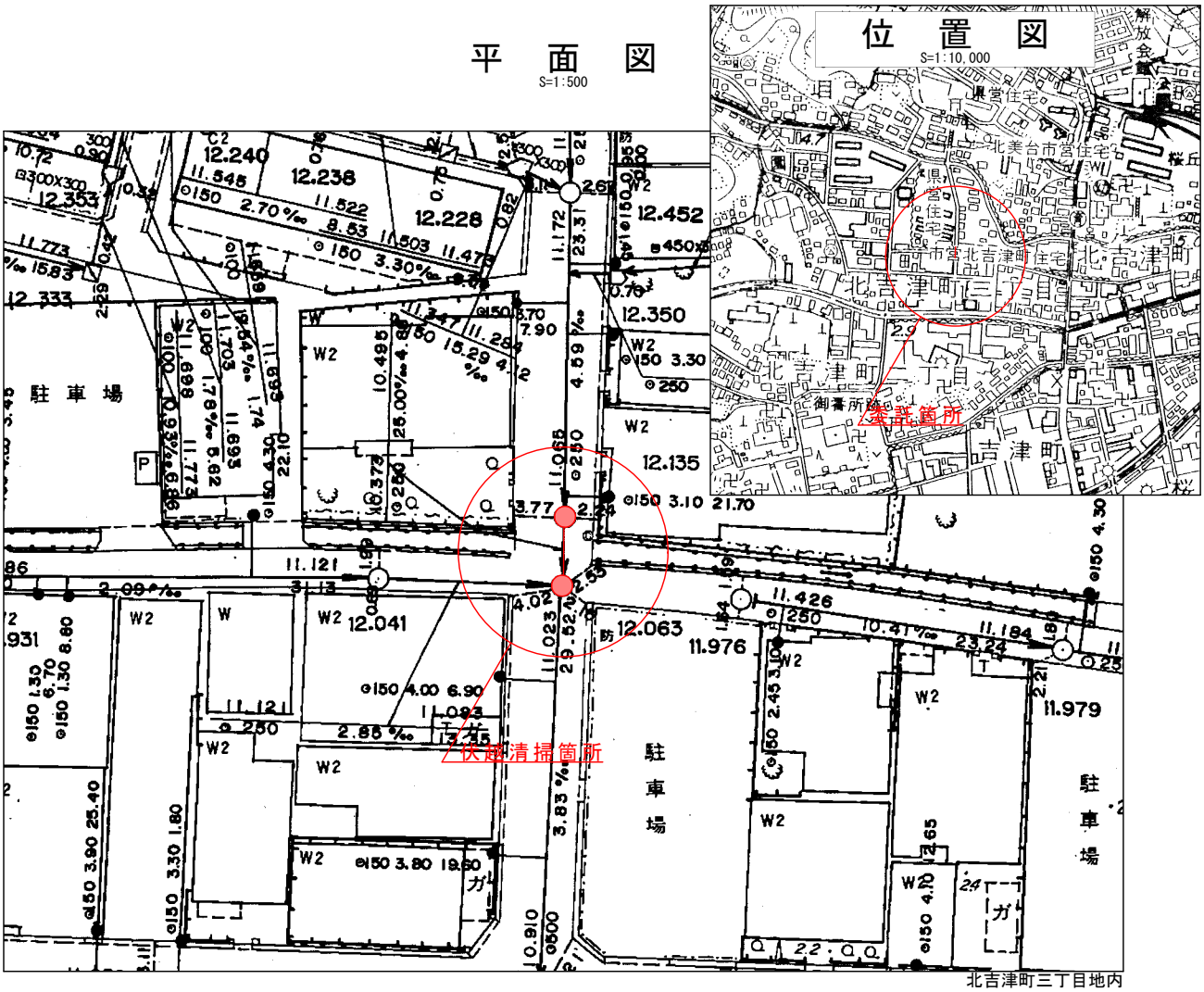

No. 37

下流側伏越マンホール

上流側伏越マンホール

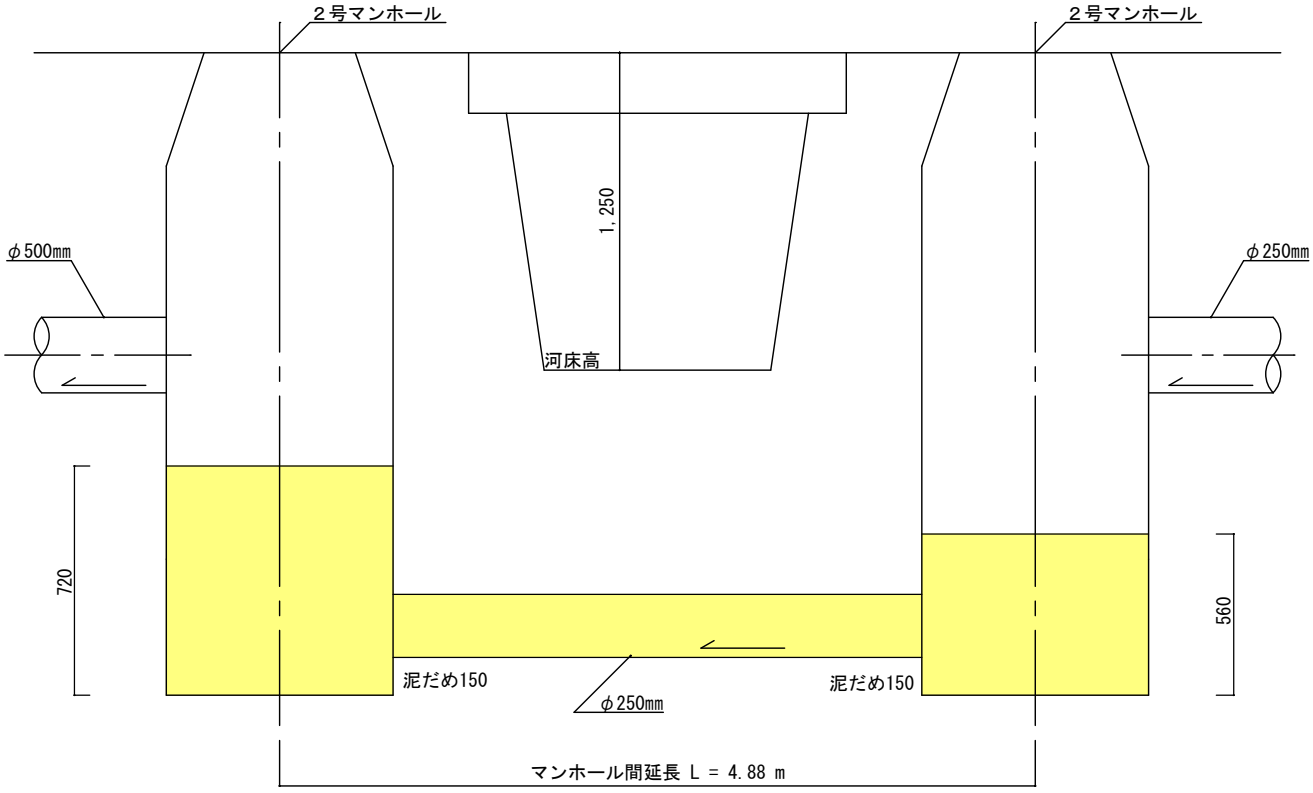

平　面　図

S=1:500

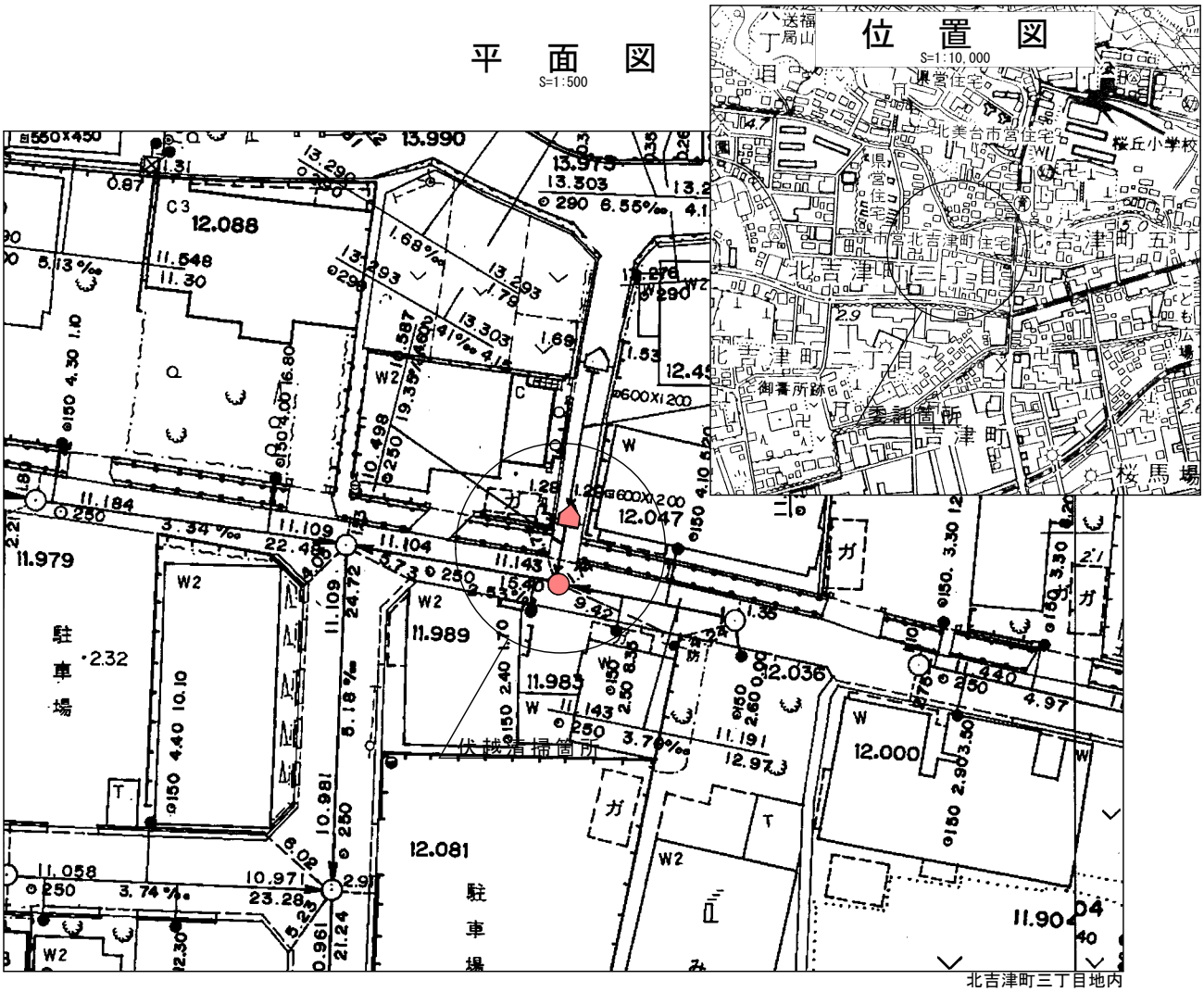

No. 38

下流側伏越マンホール

上流側伏越マンホール

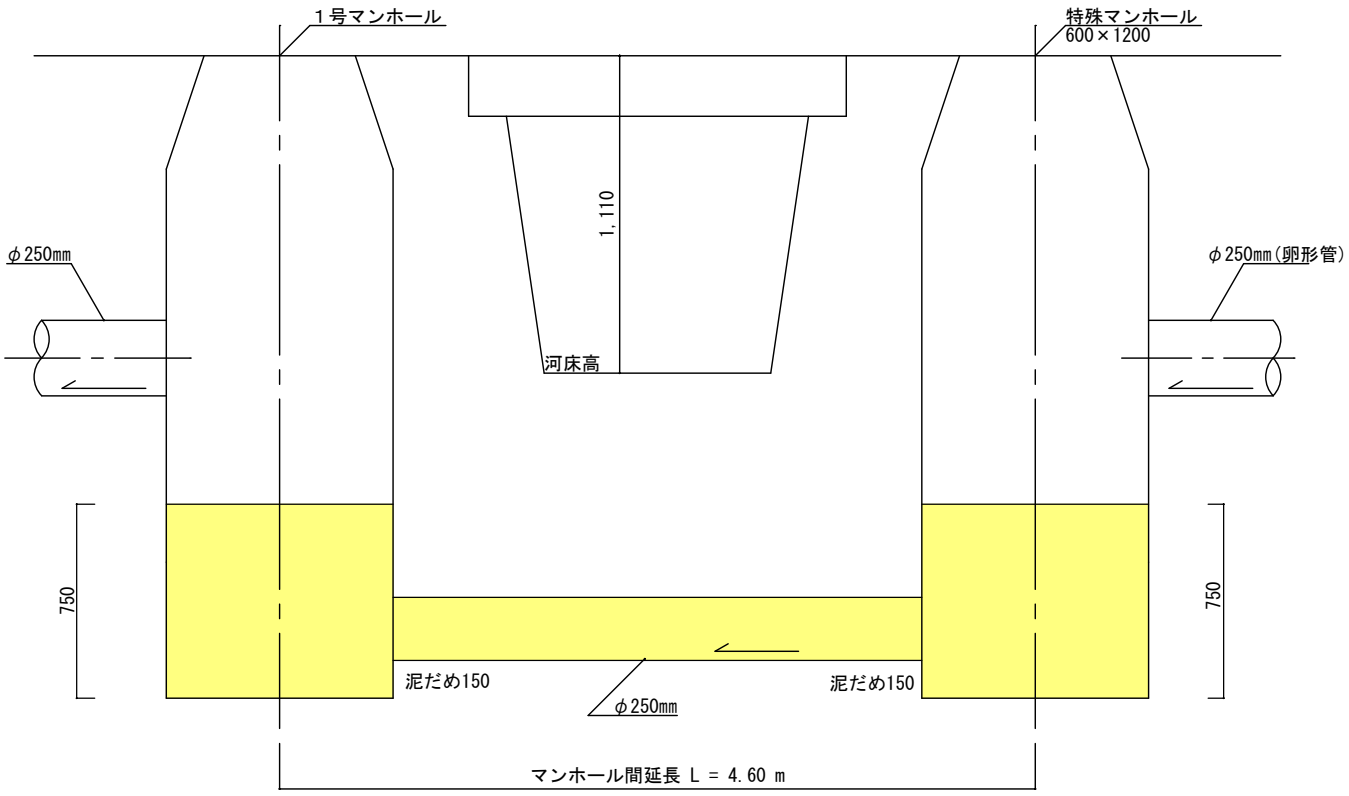

平　面　図

S=1:500

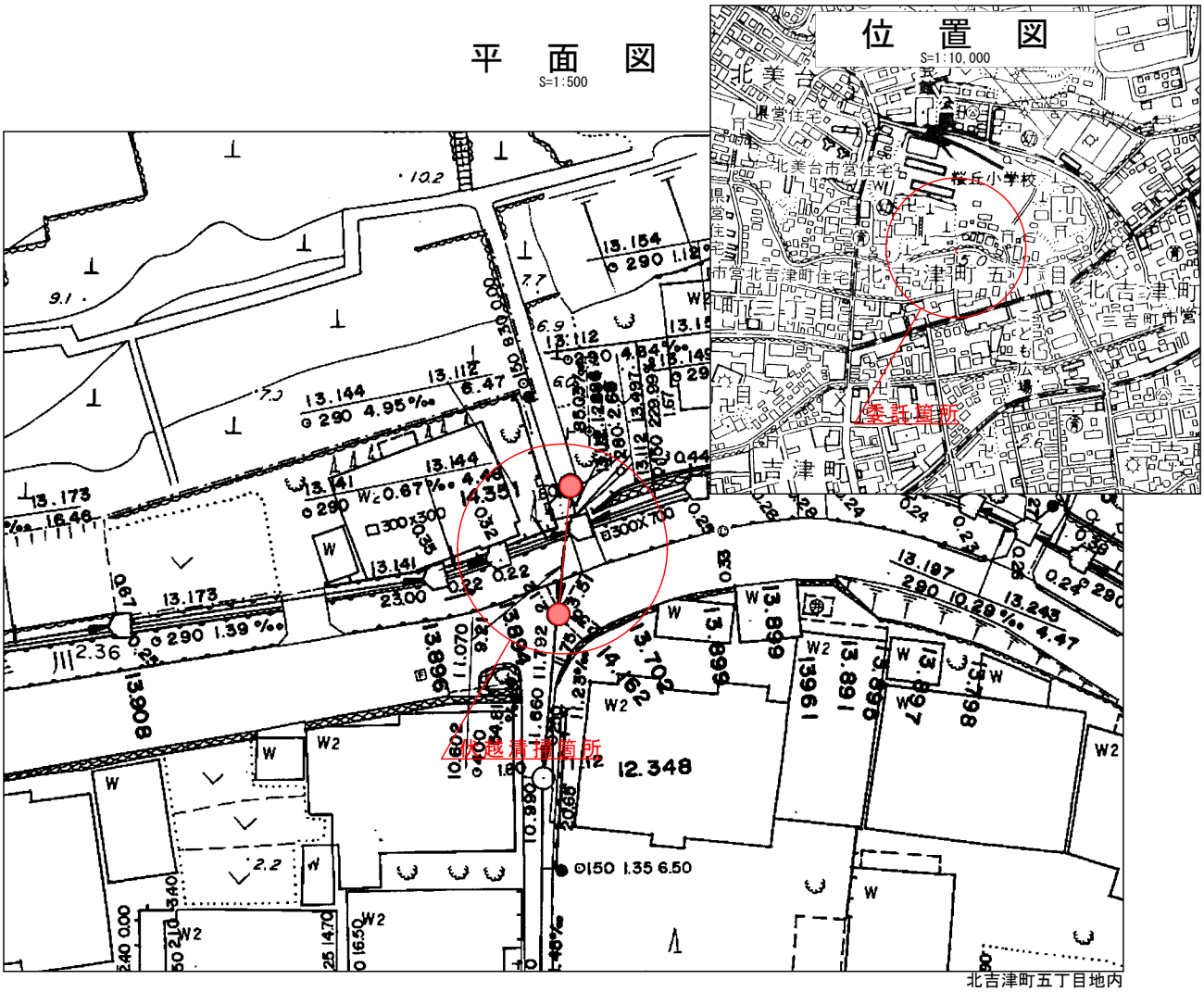

No. 40

下流側伏越マンホール

上流側伏越マンホール

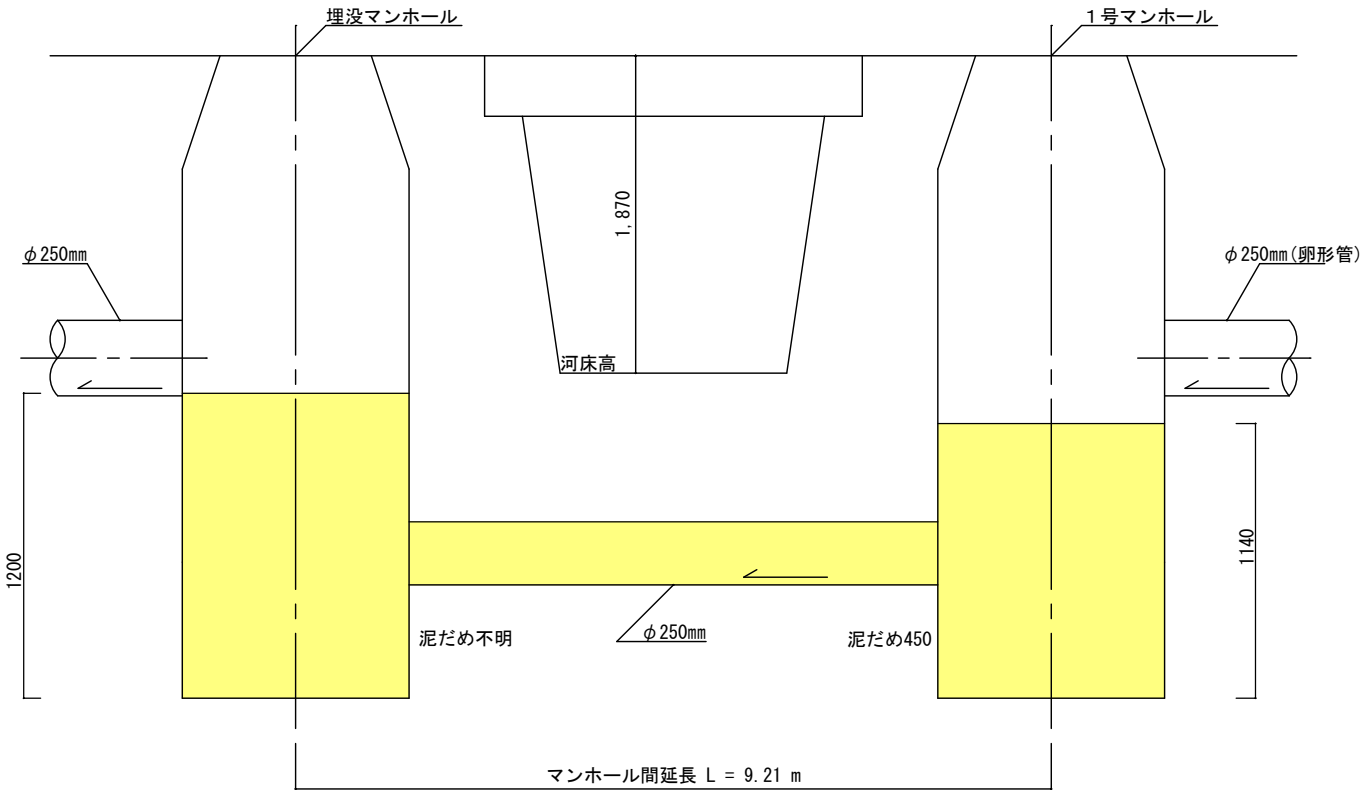

平　面　図

S=1:500

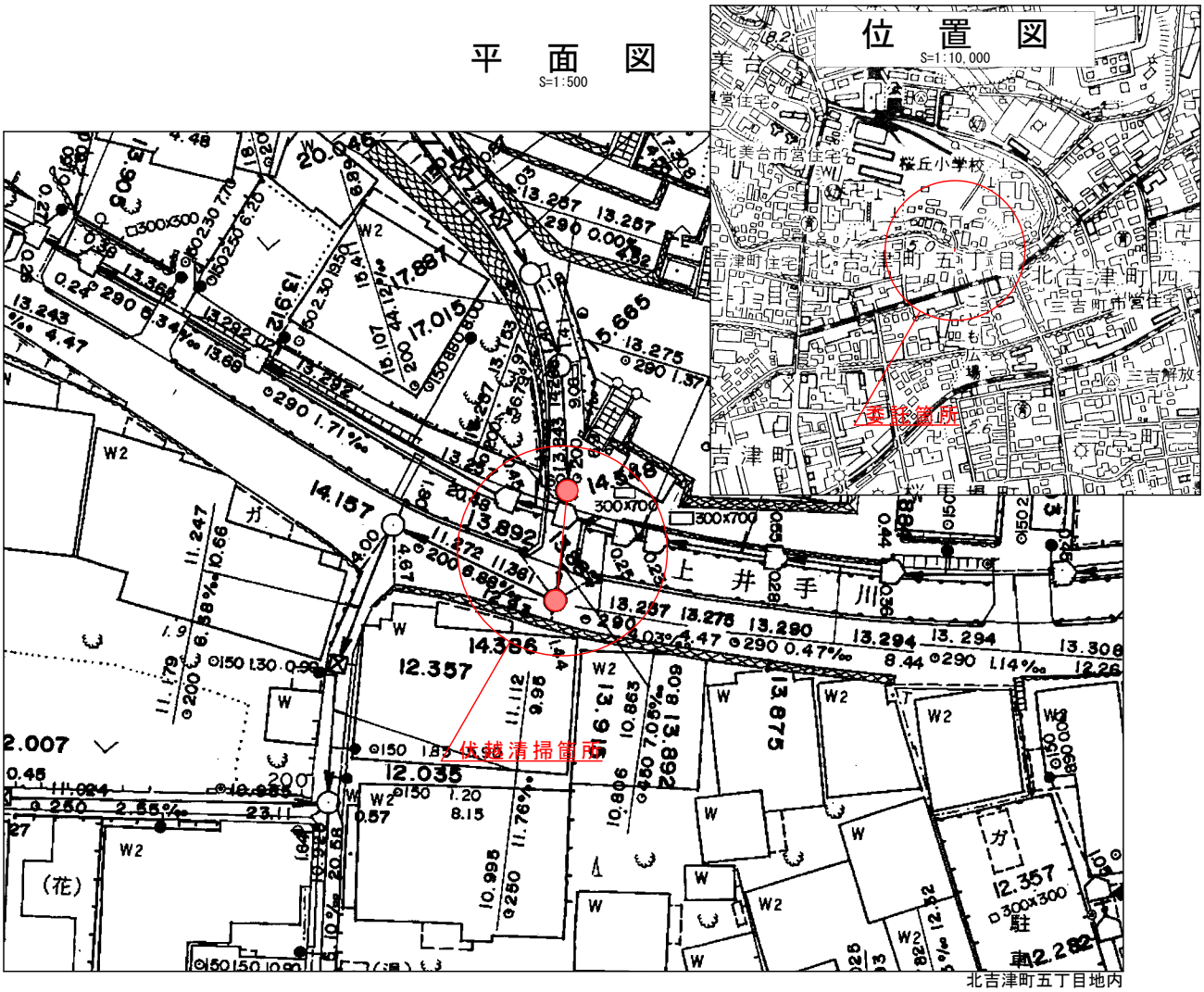

No. 41

下流側伏越マンホール

上流側伏越マンホール

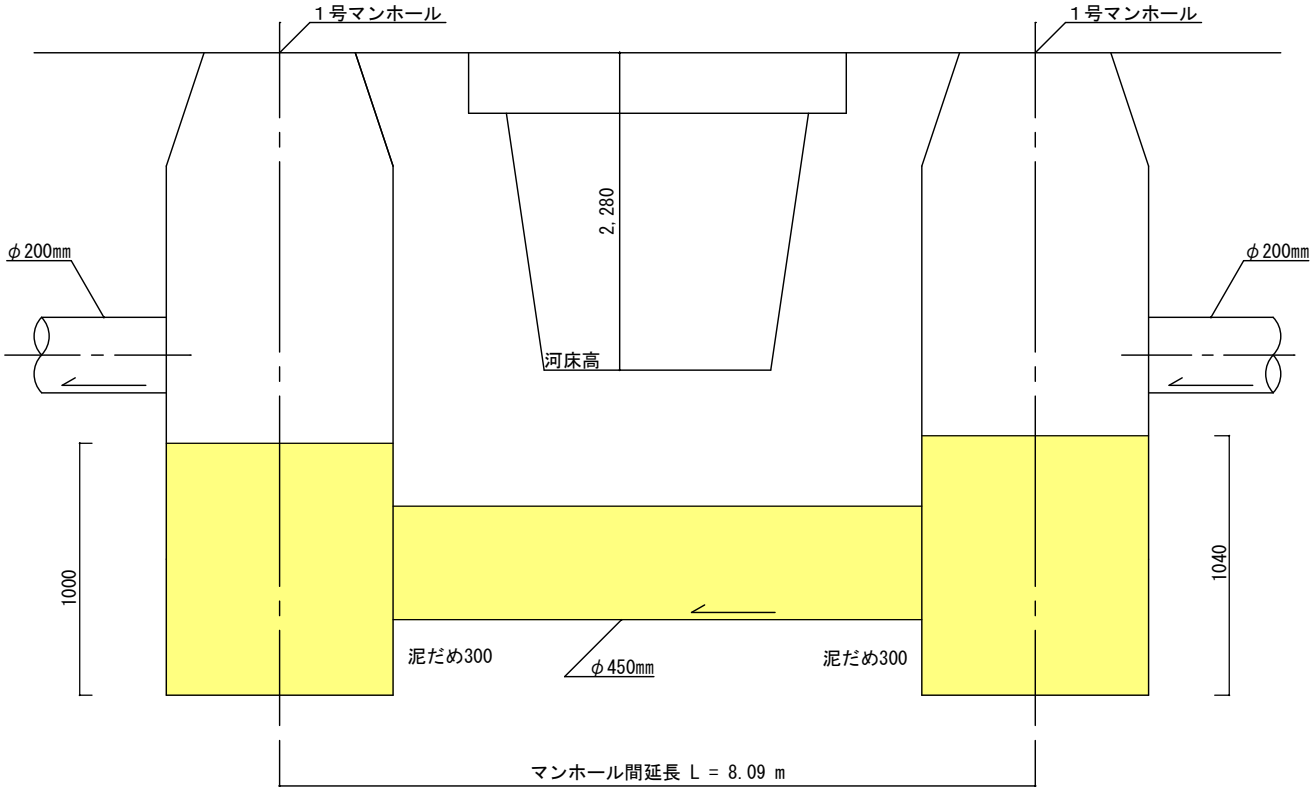

平　面　図

S=1:500

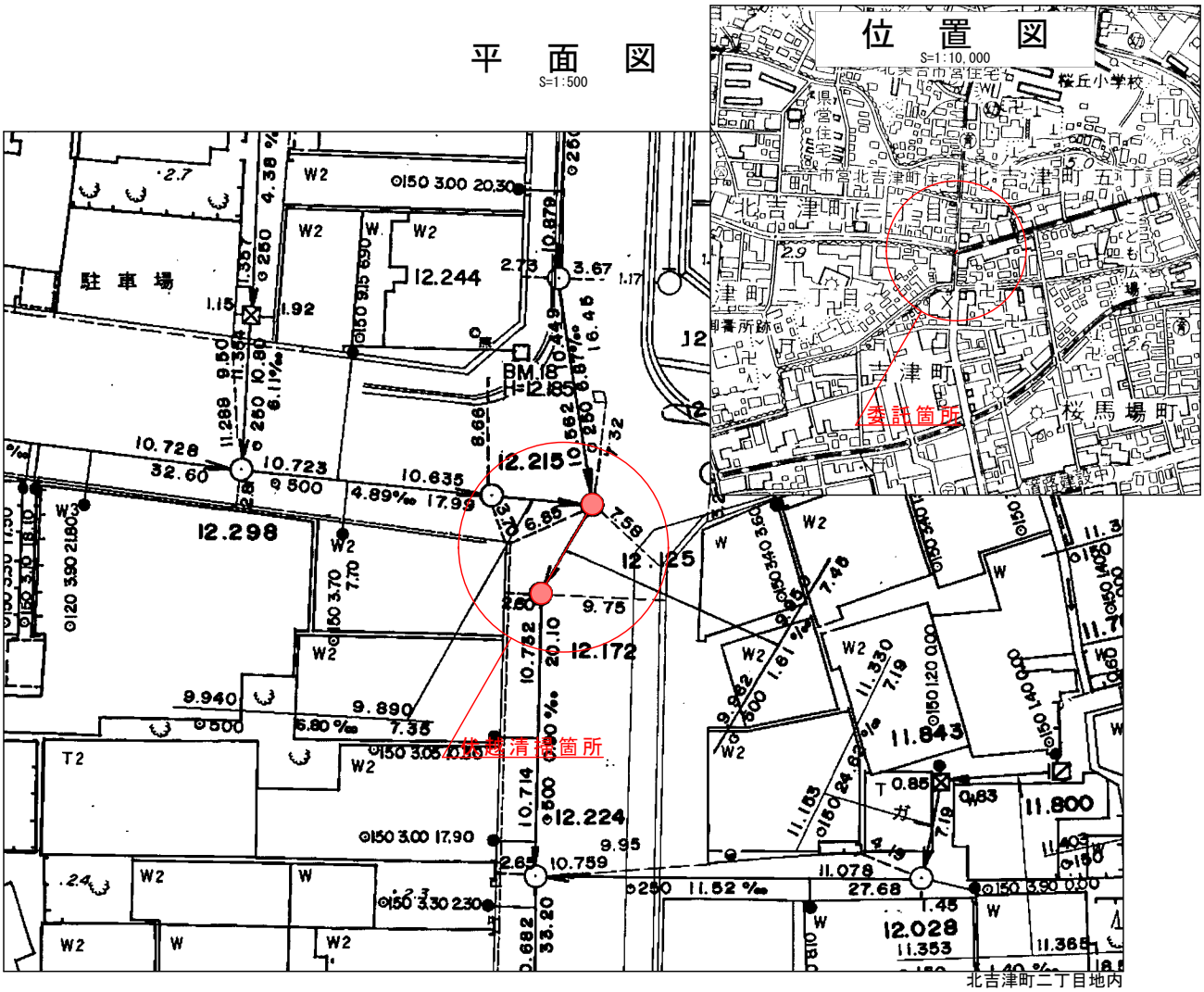

No. 43

下流側伏越マンホール　　上流側伏越マンホール

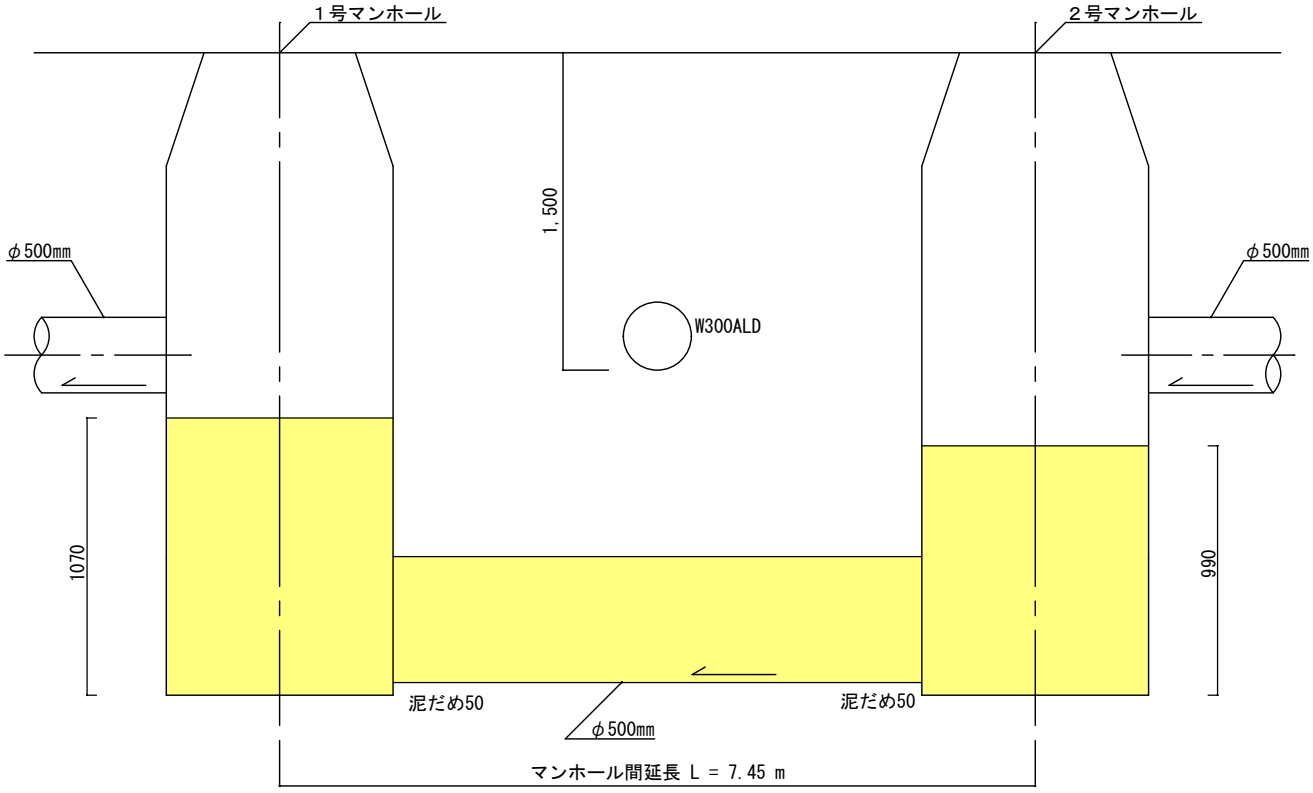

平　面　図

S=1:500

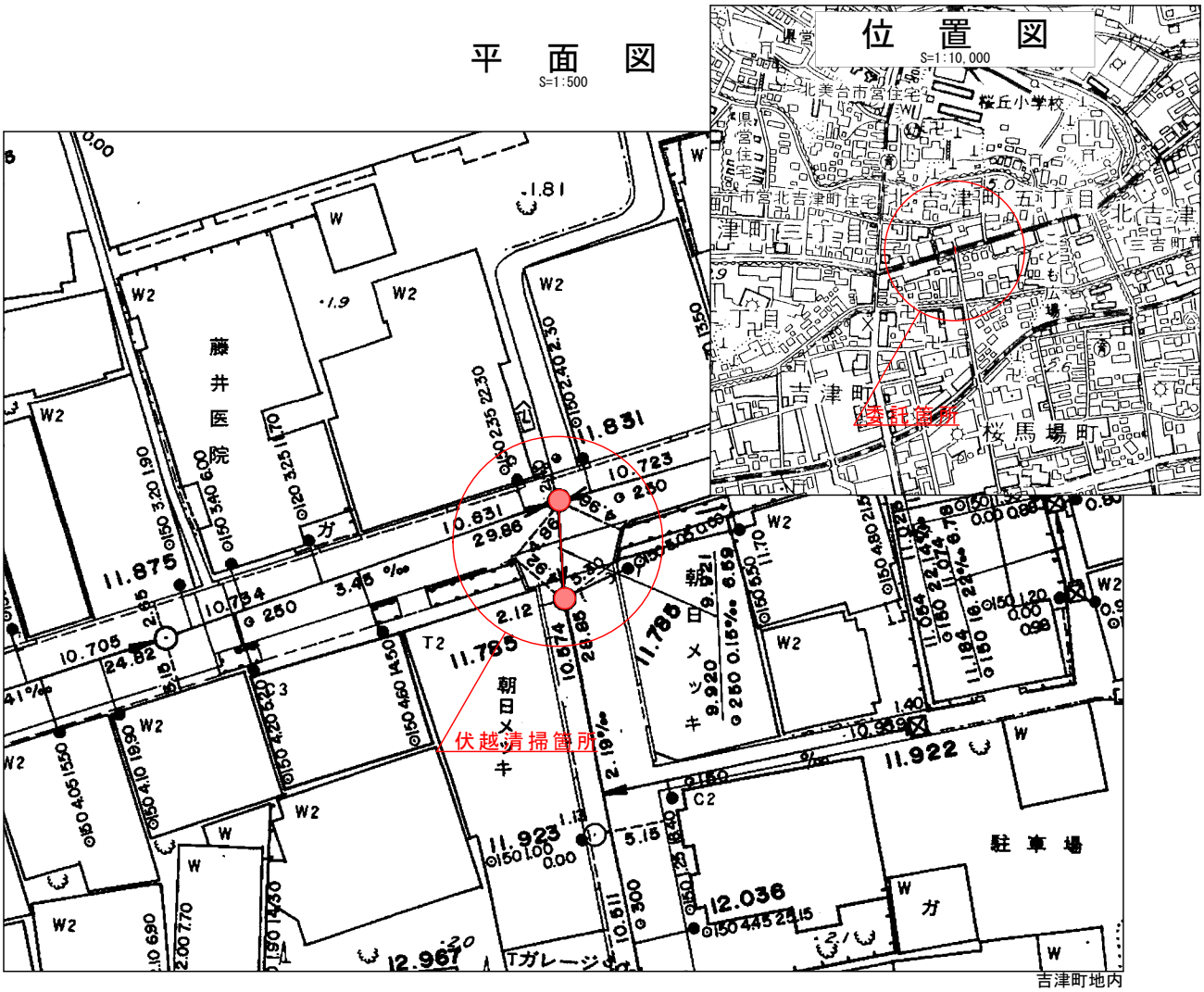

No. 44

下流側伏越マンホール

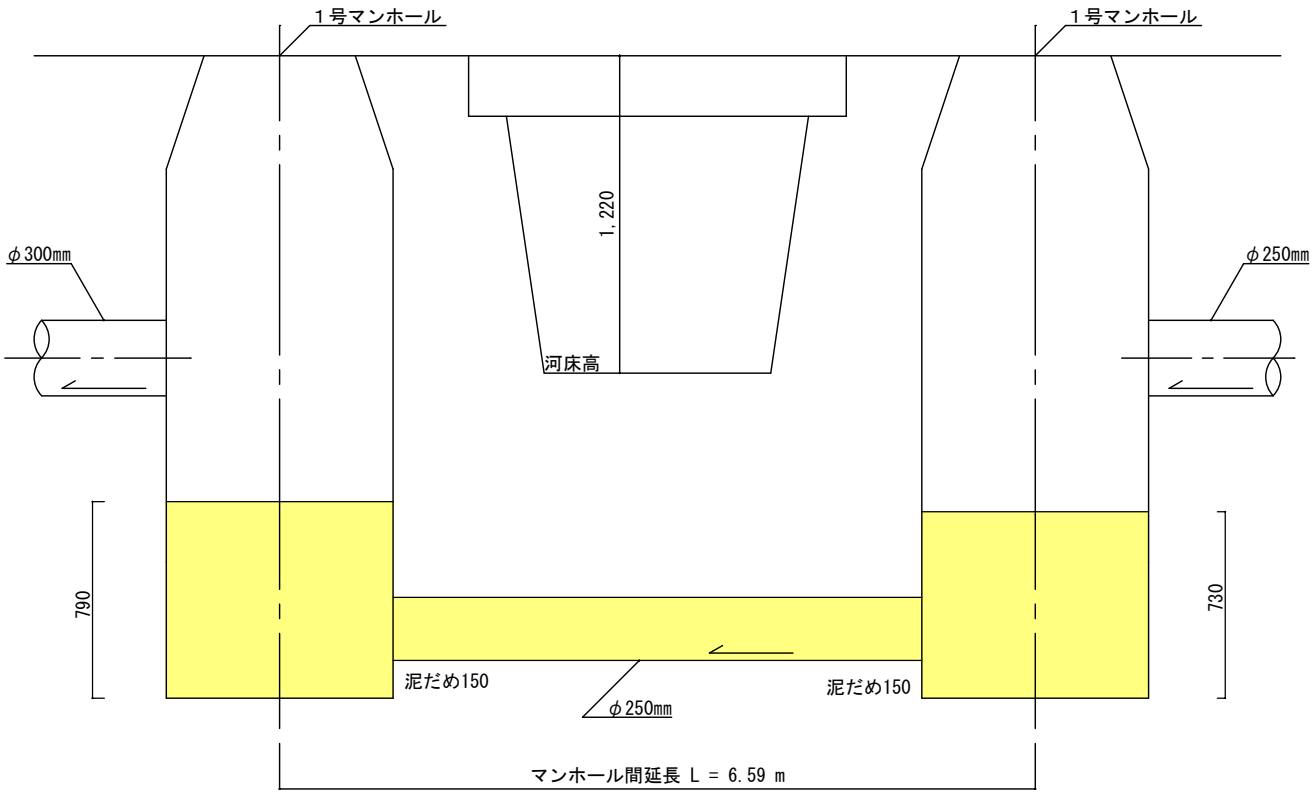

上流側伏越マンホール

平　面　図

S=1:500

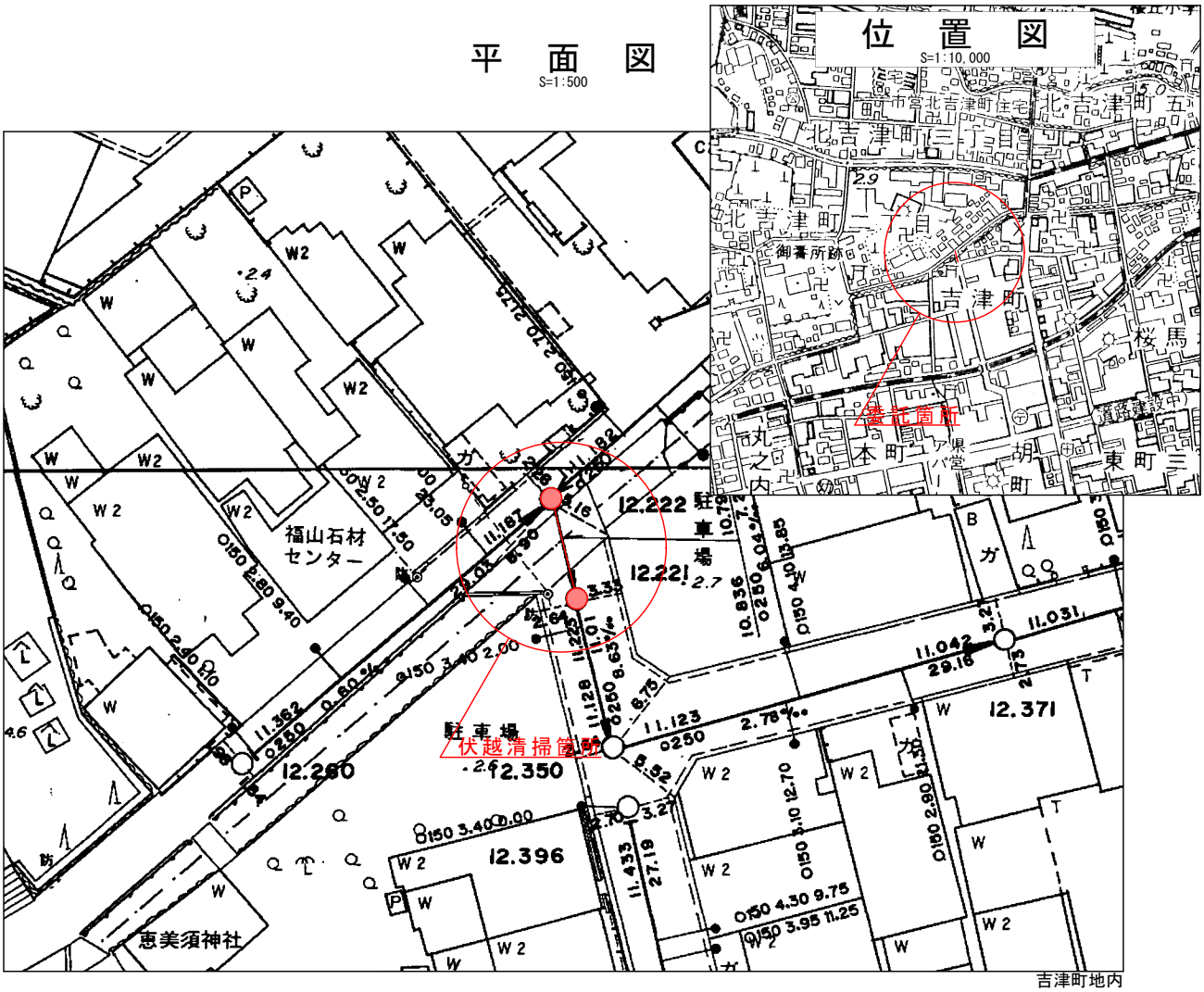

No. 45

下流側伏越マンホール

上流側伏越マンホール

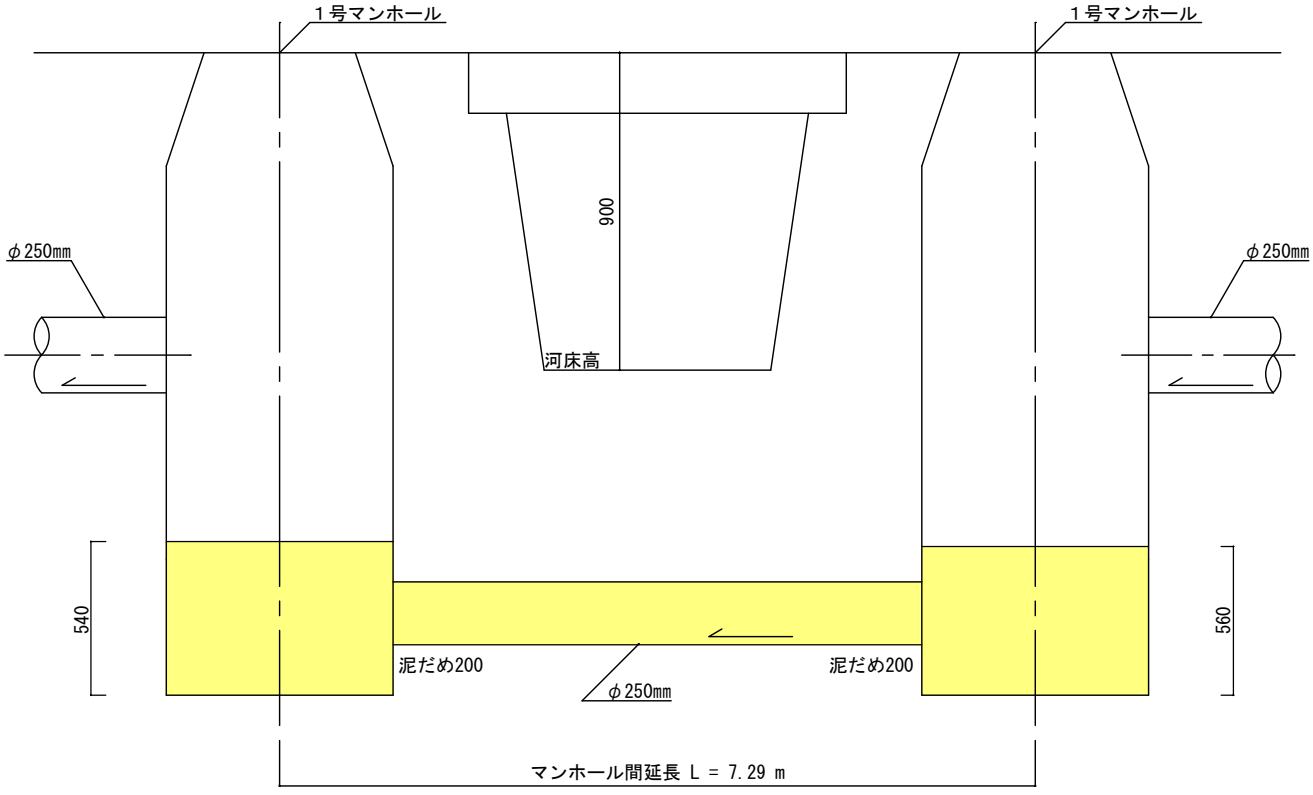

平　面　図

S=1:500

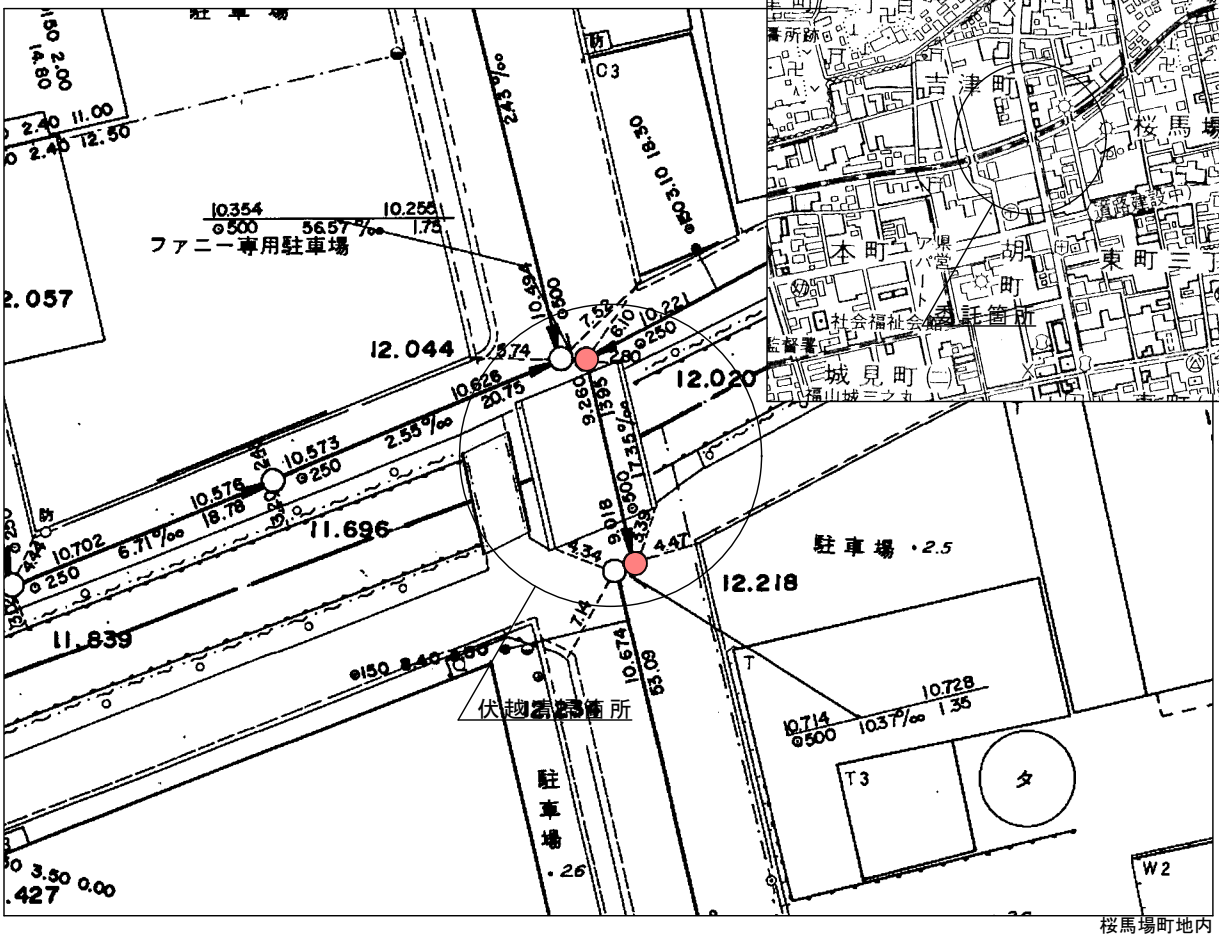

No. 46

下流側伏越マンホール

上流側伏越マンホール

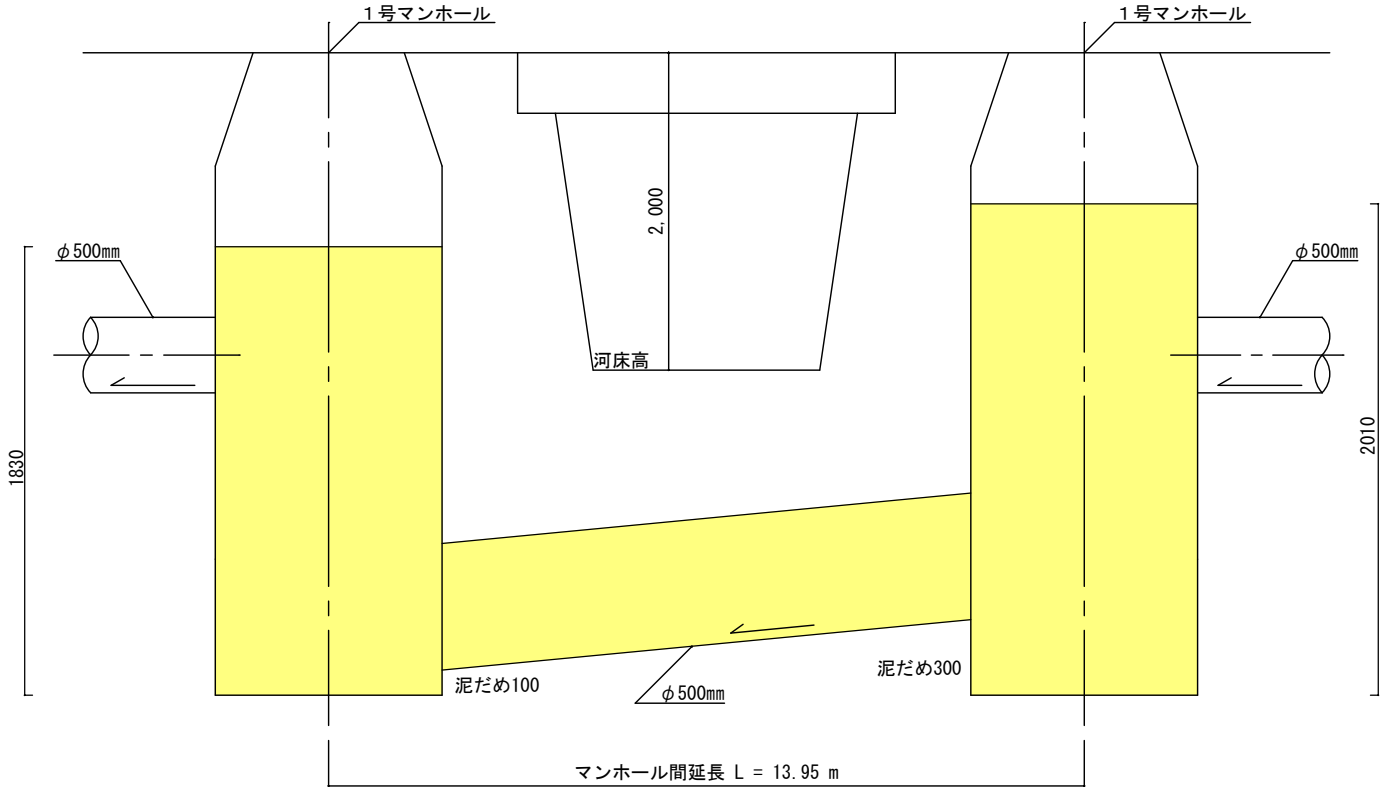

平　面　図

S=1:500

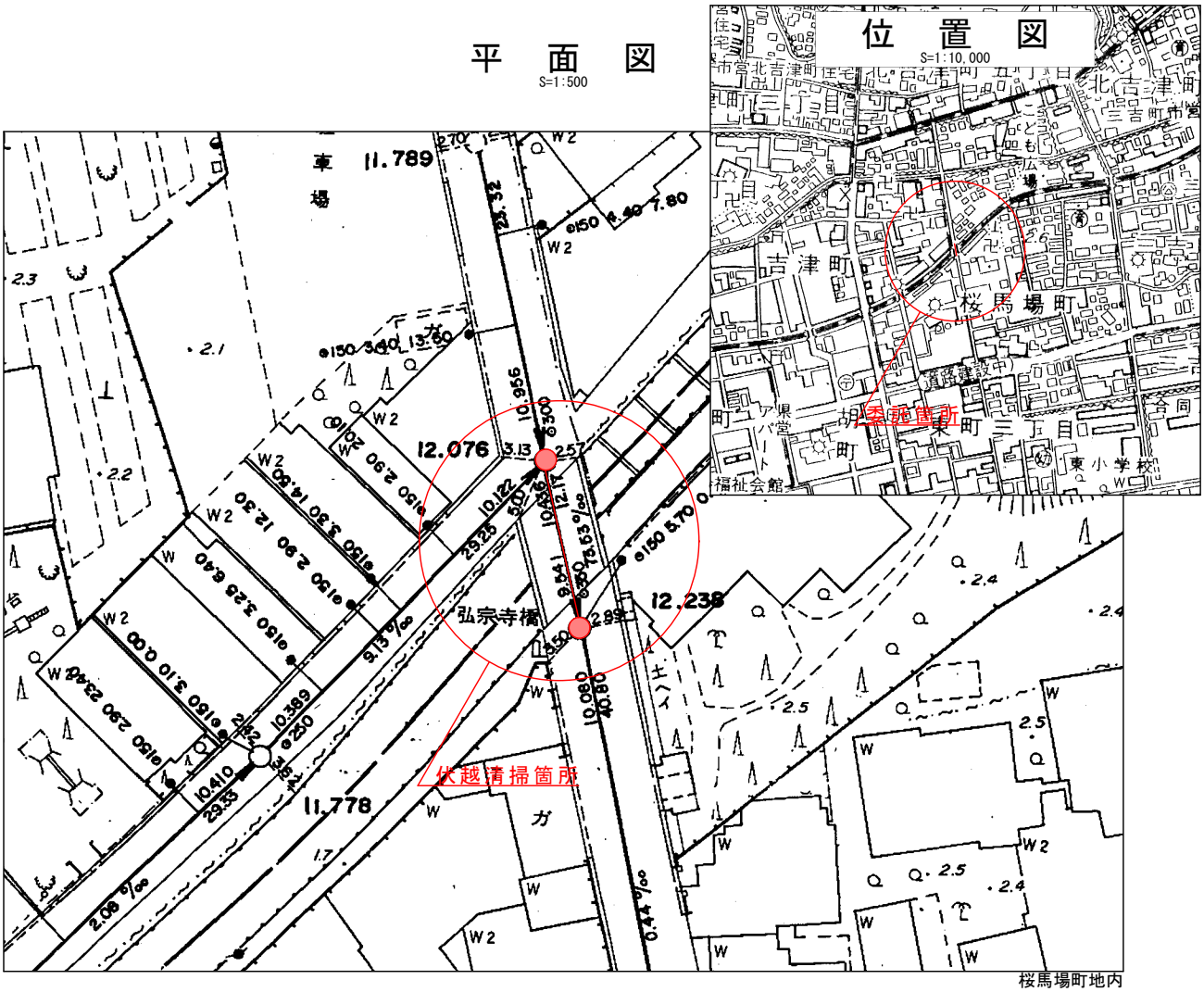

No. 47

下流側伏越マンホール

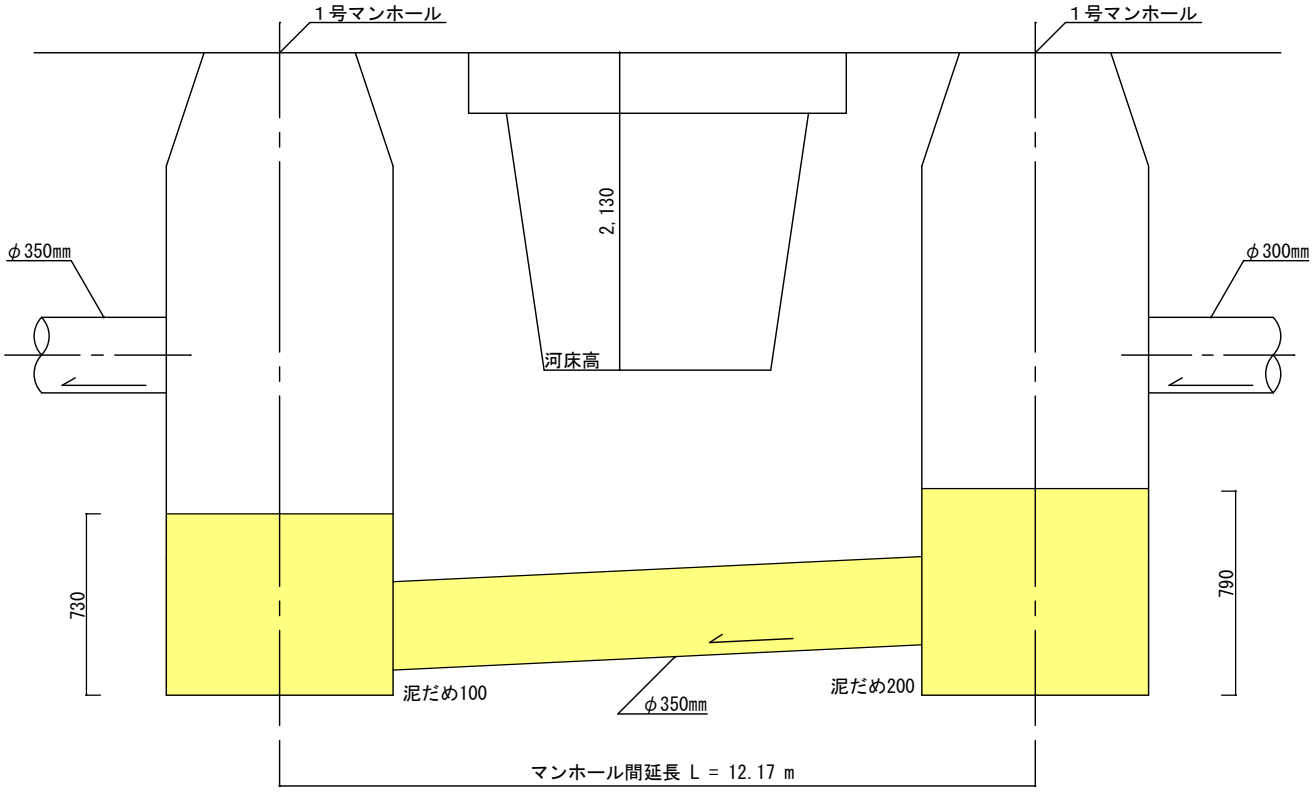

上流側伏越マンホール

平　面　図

S=1:500

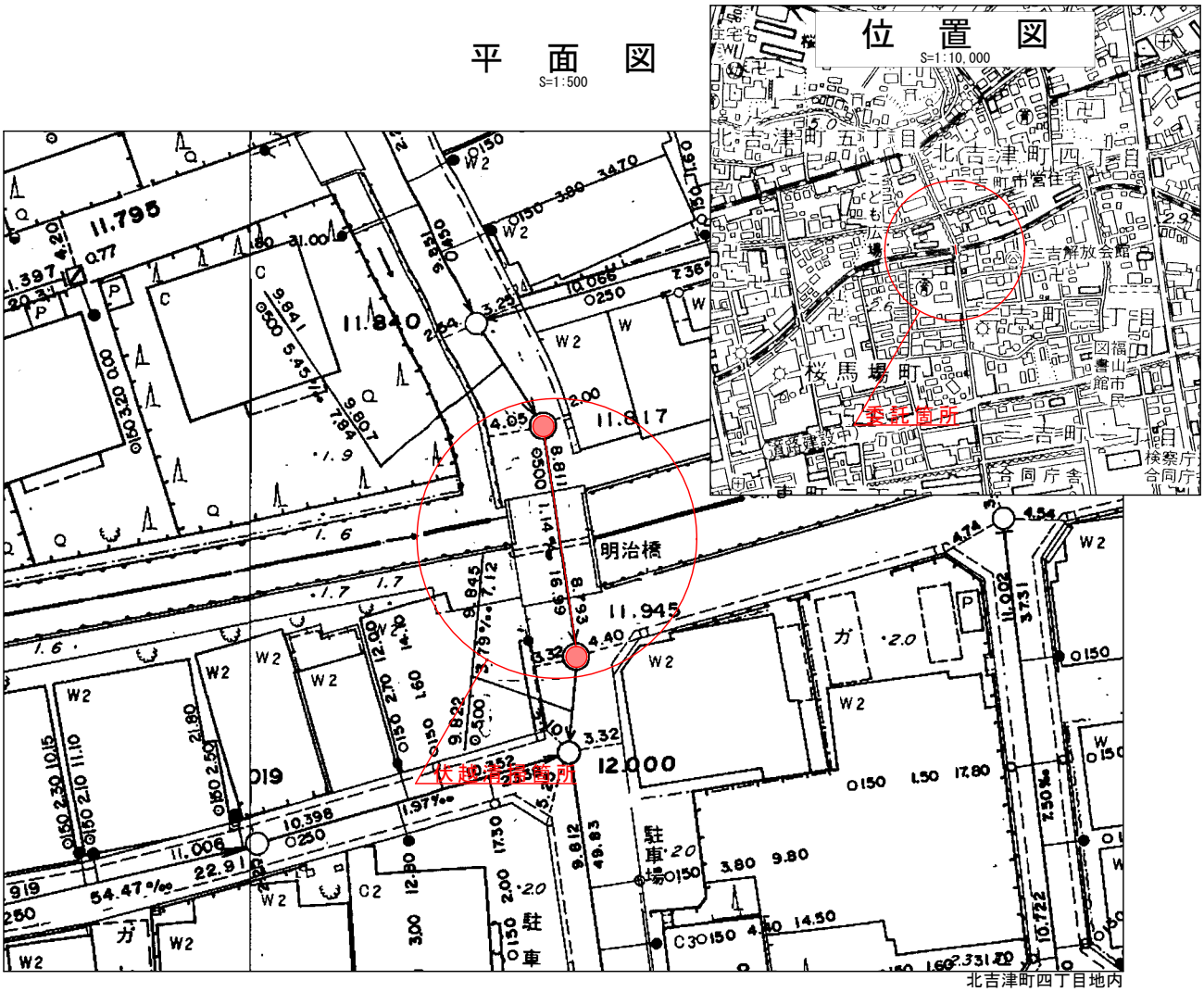

No. 49

下流側伏越マンホール

上流側伏越マンホール

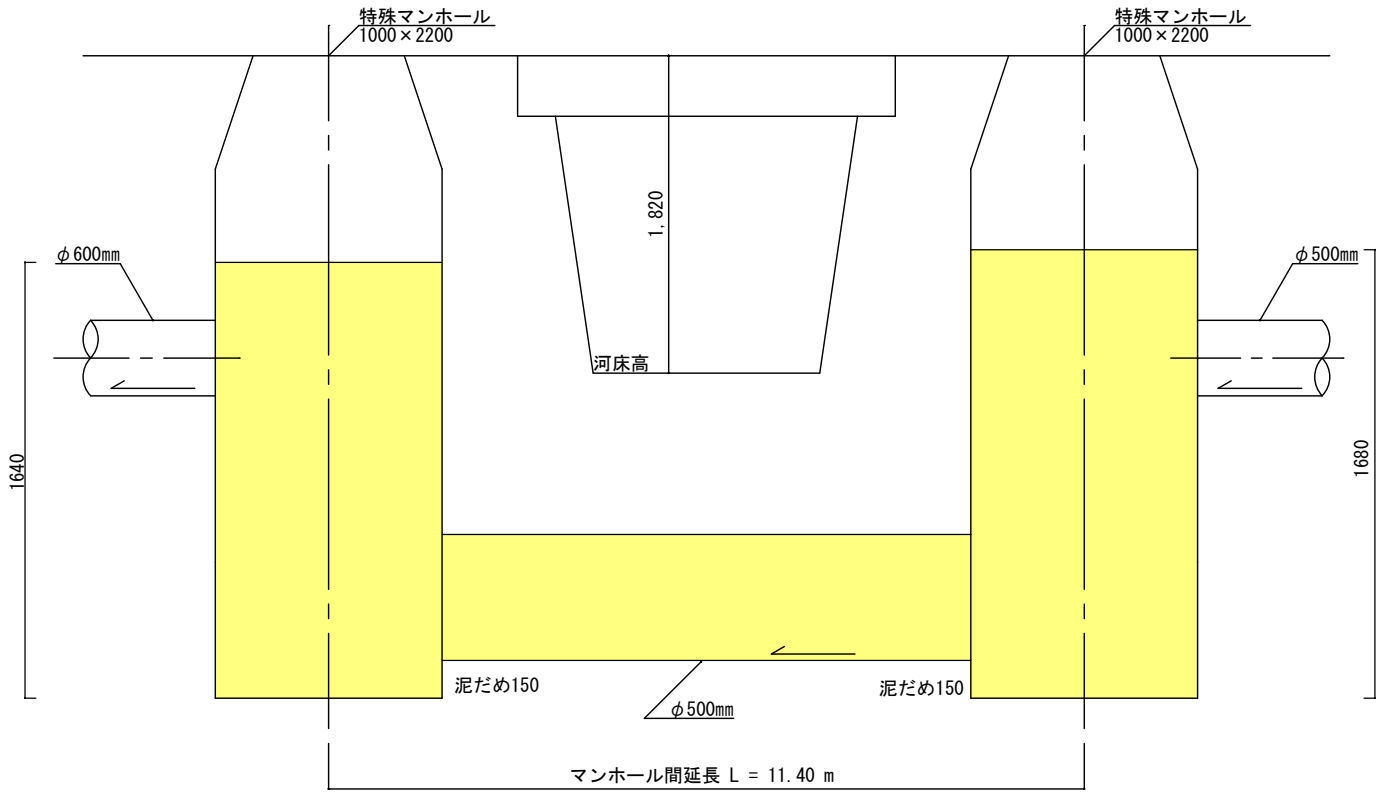

平　面　図

S=1:500

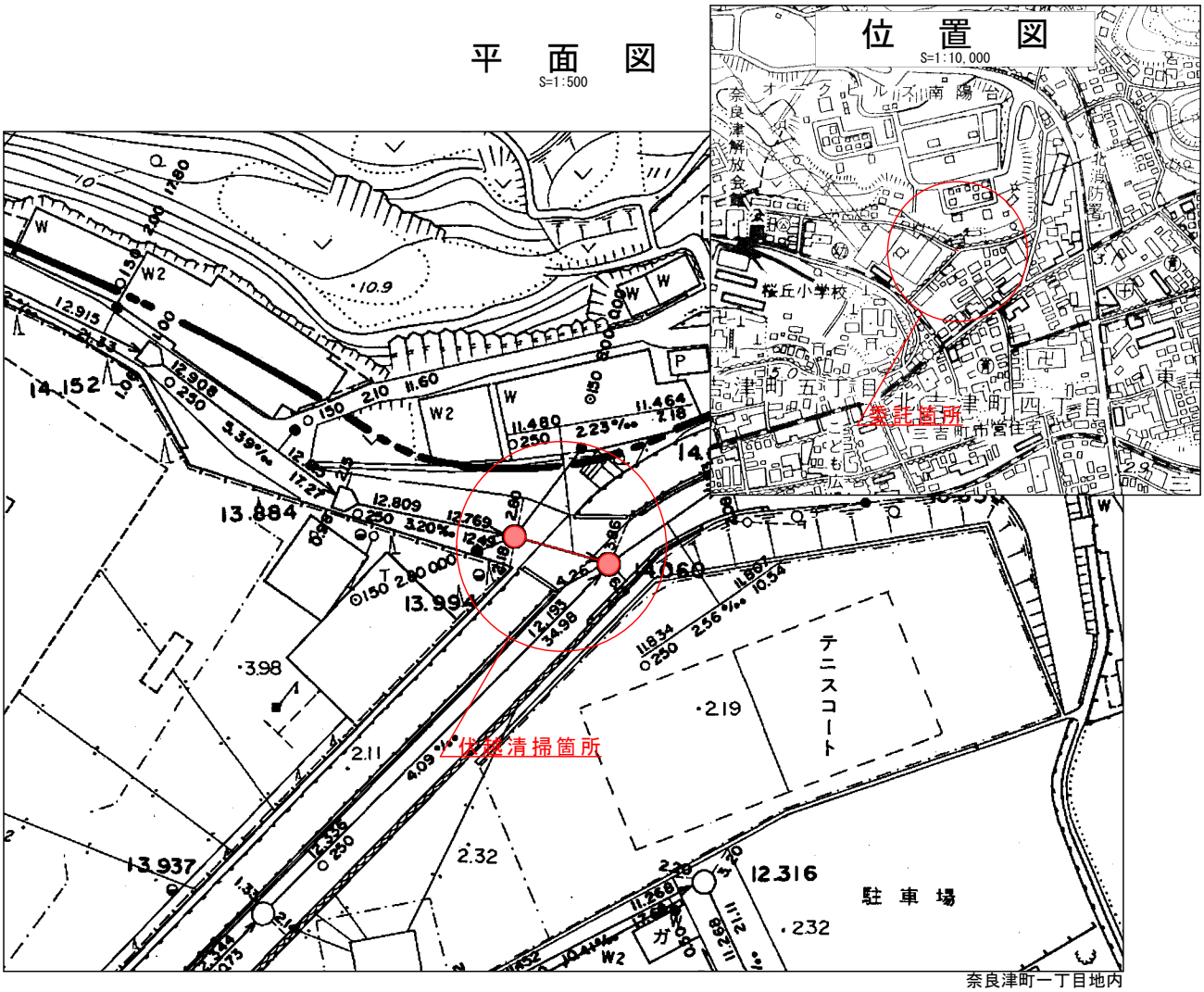

No. 50

下流側伏越マンホール

上流側伏越マンホール

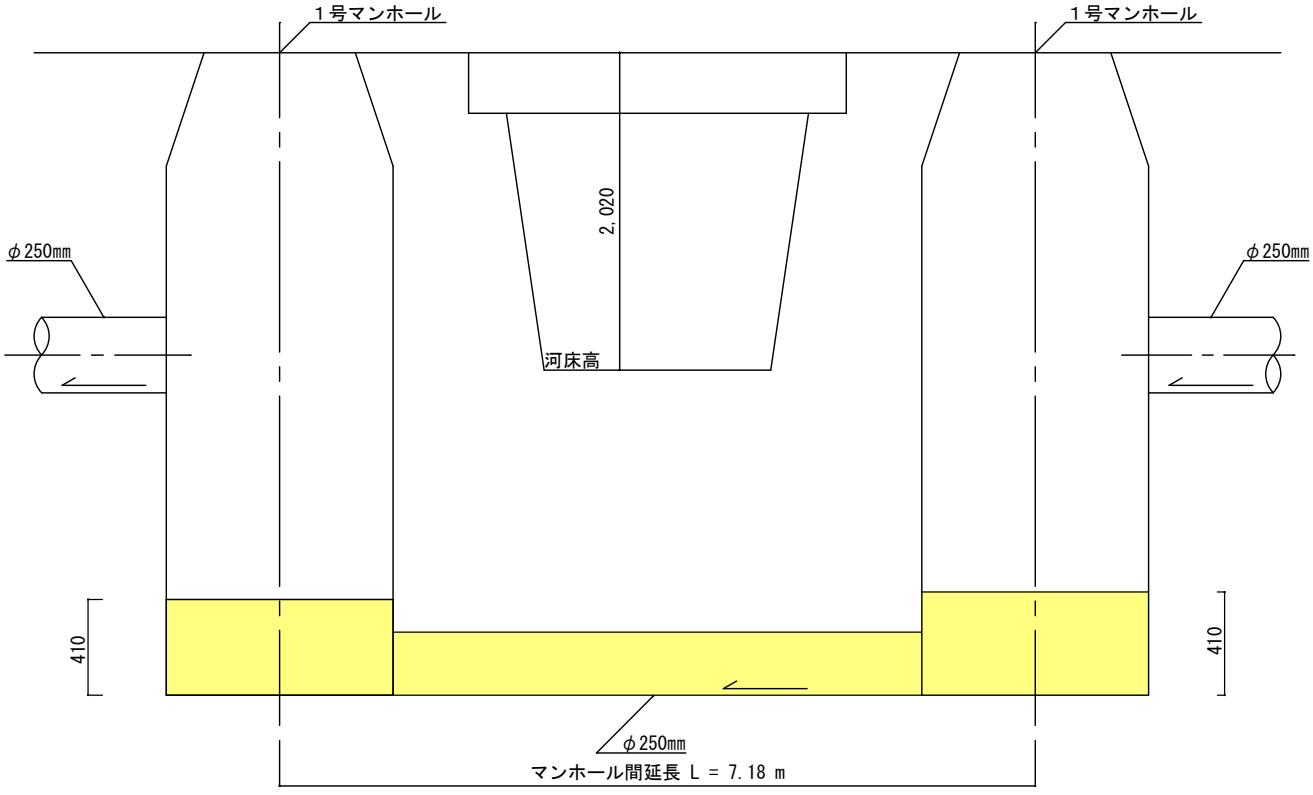

平　面　図

S=1:500

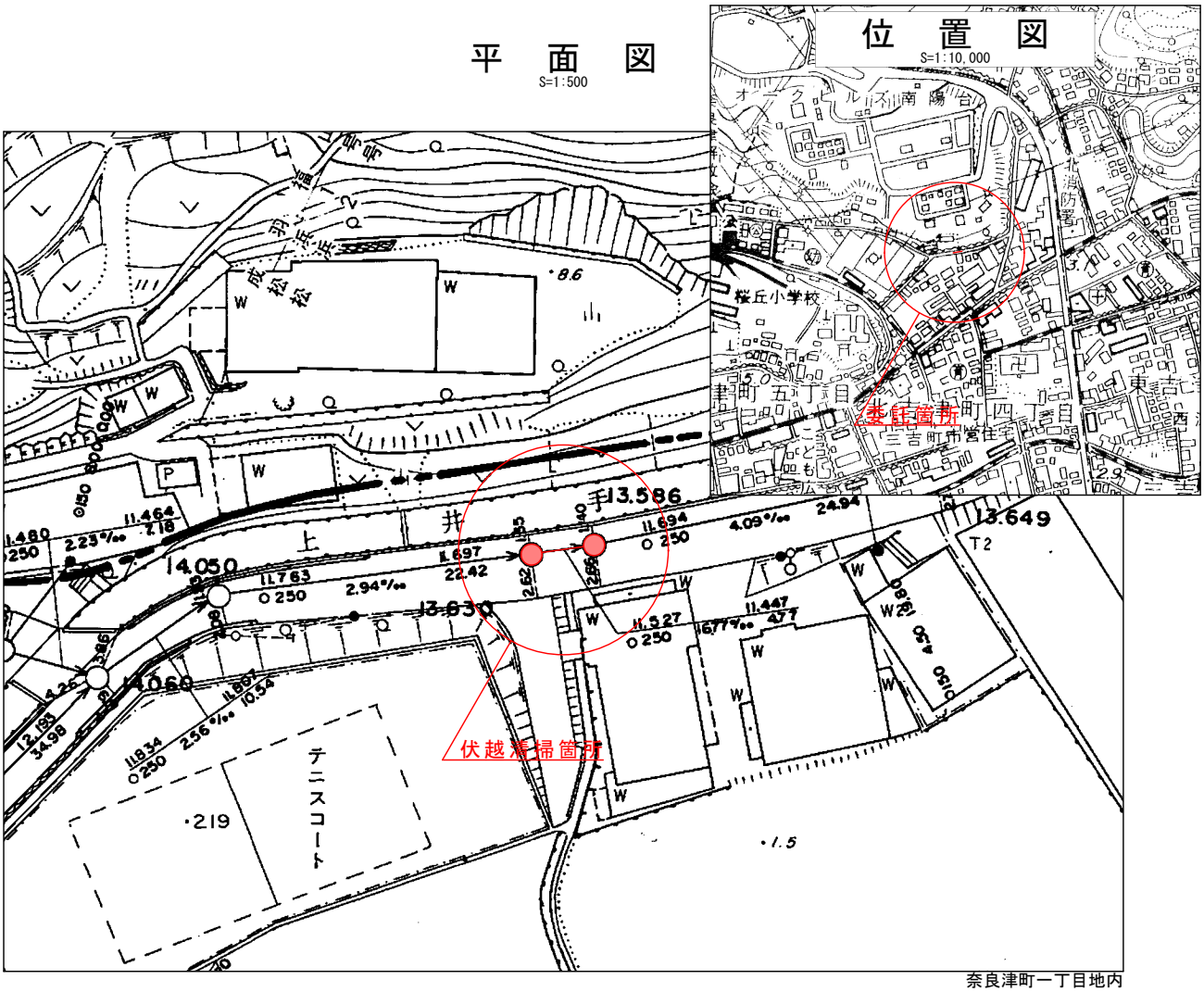

No. 51

下流側伏越マンホール

上流側伏越マンホール

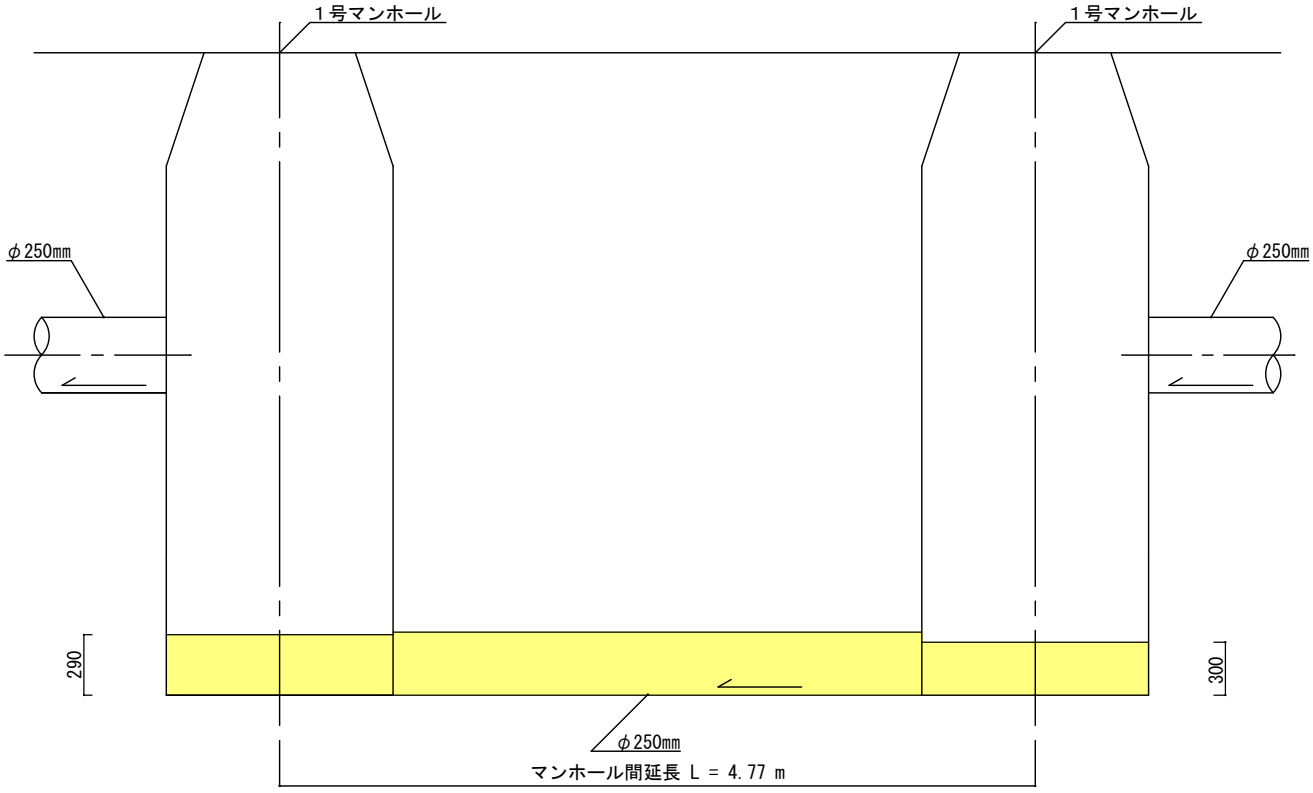

以下参考図書

管路施設清掃業務委託(7-3)数量計算書　　吉津町外7か町地内

伏越番号	区間延長	管延長	管径	土砂深率	下流MH	上流MH	下流堆積厚	上流堆積厚	MH堆積量	堆積物	
34	12.65	11.70	500		1号	600×1000	0.64	1.80	1.5	汚泥	合
35	7.30	6.40	250		1号	1号	0.94	0.69	1.0	汚泥	汚
36	6.52	5.62	250		1号	1号	1.21	1.05	1.4	汚泥	汚
37	4.88	3.68	250		2号	2号	0.72	0.56	1.4	汚泥	汚
38	4.60	3.55	250		1号	600×1200	0.75	0.75	1.0	汚泥	汚
40	9.21	8.31	250		1号	1号	1.20	1.14	1.5	汚泥	汚
41	8.09	7.19	450		1号	1号	1.00	1.04	1.3	汚泥	汚
43	7.45	6.40	500		1号	2号	1.07	0.99	1.8	汚泥	汚
44	6.59	5.69	250		1号	1号	0.79	0.73	1.0	汚泥	汚
45	7.29	6.39	250		1号	1号	0.54	0.56	0.7	汚泥	汚
46	13.95	13.05	500		1号	1号	1.83	2.01	2.4	汚泥	合
47	12.17	11.27	350		1号	1号	0.73	0.79	1.0	汚泥	合
49	11.40	10.40	500		特殊	特殊	1.64	1.68	7.3	汚泥	合
50	7.18	6.28	250		1号	1号	0.41	0.41	0.5	汚泥	汚
51	4.77	3.87	250		1号	1号	0.29	0.30	0.4	汚泥	汚
φ250計	58.34	49.79	m								
φ300計			m								
φ350計	12.17	11.27	m								
φ400計			m								
φ450計	8.09	7.19	m								
φ500計	7.45	6.40	m								
φ500計	38.00	35.15	m								
φ600計			m		管渠清掃延長		m				
φ700計			m		管渠清掃		m	伏越MH			
計	124.05	109.80	m		清掃MH	30.0	箇所	堆積量計	24.2	m3	

管延長			
汚		63.38	m
合		46.42	m
合計		109.80	m

清掃MH			堆積量計		
汚	22	箇所	汚	12.0	m3
合	8	箇所	合	12.2	m3
合計	30	箇所	合計	24.2	m3